

令和3年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

外郭団体等に係る財務に関する
事務の執行について

水戸市包括外部監査人
公認会計士 前嶋 仁一

内容

第1	総論.....	1
1	包括外部監査の概要.....	1
	(1) 包括外部監査の種類.....	1
	(2) 選定した事件.....	1
	(3) 外部監査の対象期間.....	1
	(4) 外部監査の実施期間.....	1
	(5) 特定の事件を選定した理由について.....	1
	(6) 包括外部監査の方法.....	2
	(7) 監査の対象機関.....	2
	(8) 外部監査の補助者.....	3
	(9) 利害関係.....	3
第2	包括外部監査の結果.....	4
1	監査の結果について.....	4
2	各団体の監査の結果について.....	5
	(1) 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会.....	5
	①概要.....	5
	②組織.....	7
	③財政の状況.....	8
	④市の関与の状況.....	11
	⑤実施事業の状況.....	11
	⑥事務処理について.....	29
	⑦経営改善計画.....	31
	⑧事業のあり方について.....	40
	(2) 一般社団法人水戸観光コンベンション協会.....	44
	①概要.....	44
	②組織.....	45
	③財政の状況.....	46
	④市の関与の状況.....	47
	⑤実施事業の状況.....	48
	⑥事務処理について.....	54
	⑦経営改善計画.....	61
	⑧事業のあり方について.....	66
	(3) 公益社団法人水戸市シルバー人材センター.....	67

①概要	67
②組織	68
③財政の状況	69
④市の関与の状況	70
⑤実施事業の状況	71
⑥事務処理について	73
⑦経営改善計画	78
⑧事業のあり方について	86
(4) 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会	88
①概要	88
②組織	89
③財政の状況	90
④市の関与の状況	92
⑤実施事業の状況	92
⑥事務処理について	94
⑦経営改善計画	102
⑧事業のあり方について	107
(5) 公益財団法人水戸市芸術振興財団	109
①概要	109
②組織	109
③財政の状況	110
④市の関与の状況	112
⑤実施事業の状況	112
⑥事務処理について	118
⑦経営改善計画	120
⑧事業のあり方について	125
(6) 一般財団法人水戸市農業公社	135
①概要	135
②組織	135
③財政の状況	136
④市の関与の状況	138
⑤実施事業の状況	138
⑥事務処理について	143
⑦経営改善計画	146
⑧事業のあり方について	155
(7) 一般財団法人水戸市公園協会	157

①概要	157
②組織	157
③財政の状況	158
④市の関与の状況	159
⑤実施事業の状況	159
⑥事務処理について	162
⑦経営改善計画	166
⑧事業のあり方について	171
(8) 公益財団法人水戸市国際交流協会	173
①概要	173
②組織	173
③財政の状況	174
④市の関与の状況	175
⑤実施事業の状況	175
⑥事務処理について	177
⑦経営改善計画	179
⑧事業のあり方について	188
(9) 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター	191
①概要	191
②組織	191
③財政の状況	192
④市の関与の状況	194
⑤実施事業の状況	194
⑥事務処理について	195
⑦経営改善計画	199
⑧事業のあり方について	208
(1 0) 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社	220
①概要	220
②組織	221
③財政の状況	221
④市の関与の状況	223
⑤実施事業の状況	223
⑥事務処理について	227
⑦経営改善計画	228
⑧事業のあり方について	234
(1 1) その他	235

(水戸市人事課への意見)	235
第3 包括外部監査報告の結果に添えて提出する意見.....	237
(1) 外郭団体等の適正規模、業務のアウトソーシング等について、検討すべきこと	237
(2) 外郭団体等の管理手法、市所管課間の横断的な連携体制の在り方について検討す べきこと	238
(3) ボランティア活用について検討すべきこと	243
(4) おわりに.....	245

第 1 総論

1 包括外部監査の概要

(1) 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

(2) 選定した事件

外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について

(3) 外部監査の対象期間

原則として令和 2 年度執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

(4) 外部監査の実施期間

令和 3 年 7 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 特定の事件を選定した理由について

水戸市（以下、「市」という。）は、「水戸市第 6 次総合計画一みと魁プラン」に掲げた将来都市像「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け、市民との協働により、計画的な行政運営を進め、市民が誇りを持てる都市、将来にわたって発展する都市を目指すことはもとより、地方創生に向けた取り組みも推進している。

これらの取り組みを推進し、複雑・多様化する市民ニーズに応え、行政サービスの質を向上させるためには、安定した行財政基盤を構築すること、限られた資源の有効活用を図ること、そしてそれらを担う人材を育成することが必要である。

そのため、これらの取り組みを推進する力強さと、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるしなやかさを併せ持った「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指して、行財政改革プラン 2016 を策定し、全庁を挙げて行財政改革に取り組んでいる。

その中であって、行政の補完、効率的な事業運営などを行うために設立されている外郭団体等についても、社会経済情勢の変化等に伴い、改めて市との役割分担の明確化、

設立目的に沿った事業運営などの観点から、そのあり方を見直す必要があるとされている。

改革の対象となる団体は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体若しくは市が継続的に人的又は財政的な支援を行っている団体とされ、以下の団体である。

法人名
社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
一般社団法人水戸観光コンベンション協会
公益社団法人水戸市シルバー人材センター
公益財団法人水戸市スポーツ振興協会
公益財団法人水戸市芸術振興財団
一般財団法人水戸市農業公社
一般財団法人水戸市公園協会
公益財団法人水戸市国際交流協会
一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター
一般財団法人水戸市商業・駐車場公社

これらの団体の財務事務について、外部の視点から、合規性及び経済性・効率性・有効性の観点から検証することは有益であるものと考えられることより、令和3年度のテーマとして、「外郭団体等に係る財務に関する事務の執行について」を選定した。

(6) 包括外部監査の方法

(監査の着眼点)

- ・外郭団体等に対する市の関与は適切であるか。
- ・外郭団体等に対する補助金、委託料、指定管理料等の支出は適切であるか。
- ・外郭団体等の会計処理は適切に行われているか。
- ・外郭団体等の財務管理は適切に行われているか。

(具体的な事務作業)

上記の監査の視点に基づき、外郭団体等及び関係部署に対するヒアリング、保管する文書の閲覧・照合、及びその他必要な分析等を行う。

(7) 監査の対象機関

外郭団体等及び当該外郭団体等の所管課、行政経営課、人事課、財政課、その他外郭団体等に関する財務事務に関与していると包括外部監査人が判断する部署

(8) 外部監査の補助者

公認会計士 加藤 溪

公認会計士 坂本 祐輝

(9) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位を切捨て表示している。

また、数値は、表示単位未満切捨ての関係で、積上げと合計が一致しない場合がある。

第2 包括外部監査の結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区 分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和4年2月末現在の判断に基づき記載している。

2 各団体の監査の結果について

(1) 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会

①概要

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、昭和28年任意団体として設立し、地域福祉増進のための各種事業を行ってきた。その後、事業範囲の拡大とともに法人化の気運が高まり、昭和44年に社会福祉事業法に基づき社会福祉法人として認可された。以後、社協の事業と役割はますます広範囲となり、平成12年の社会福祉事業法（現在の社会福祉法）改正により、地域福祉の推進役として社会福祉協議会の役割がより明確に位置付けられた。

平成4年4月には、常澄村社会福祉協議会を編入合併し、さらに平成17年2月には、内原町社会福祉協議会を編入合併し、地域福祉圏域が拡大された。

平成24年の市の行政改革推進本部の指針に基づき、水戸市社会福祉事業団との合併に向けた協議を進めるよう指示が出され、本会が持つ地域福祉及びボランティア機能と社会福祉事業団が持つ障害・高齢者福祉及び施設管理運営機能を有機的に連携させながら、市の社会福祉事業をより活性化させるとともに、団体の経営基盤の強化と運営の効率化を図り、市民福祉の向上を目指すことを目的とした水戸市社会福祉事業団との合併を平成28年4月1日に行った。

合併後の新生社協に求められる役割と今後重点的に取り組むべき事業の方向性をもとに、市の地域福祉における中核的団体として市と連携を図りながら地域福祉推進に係る事業を積極的に企画し、実施して行くことを前提に各事業に取り組んでいる。

上記の目的を達成するため、定款では次の事業を行うこととしている。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 福祉相談所の経営
- (9) 老人福祉センターの経営
- (10) 養護老人ホームの経営
- (11) 老人デイサービスセンターの経営
- (12) 障害福祉サービス事業
- (13) 身体障害者生活支援施設の経営

- (14) 身体障害者福祉センターの経営
- (15) 相談支援事業
- (16) 障害者就業・生活支援センター事業
- (17) 一時預かり事業
- (18) 移動支援事業
- (19) 福祉サービス利用援助事業
- (20) 成年後見支援事業
- (21) 生活困窮者自立支援事業
- (22) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (23) その他この法人の目的達成のため必要な事業

公益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 水戸市福祉ボランティア会館の経営
- (2) 水戸市障害者教養文化体育施設の経営
- (3) 知的障害者等生活訓練事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 介護保険認定調査事業

【参考】社会福祉法第 26 条の規定

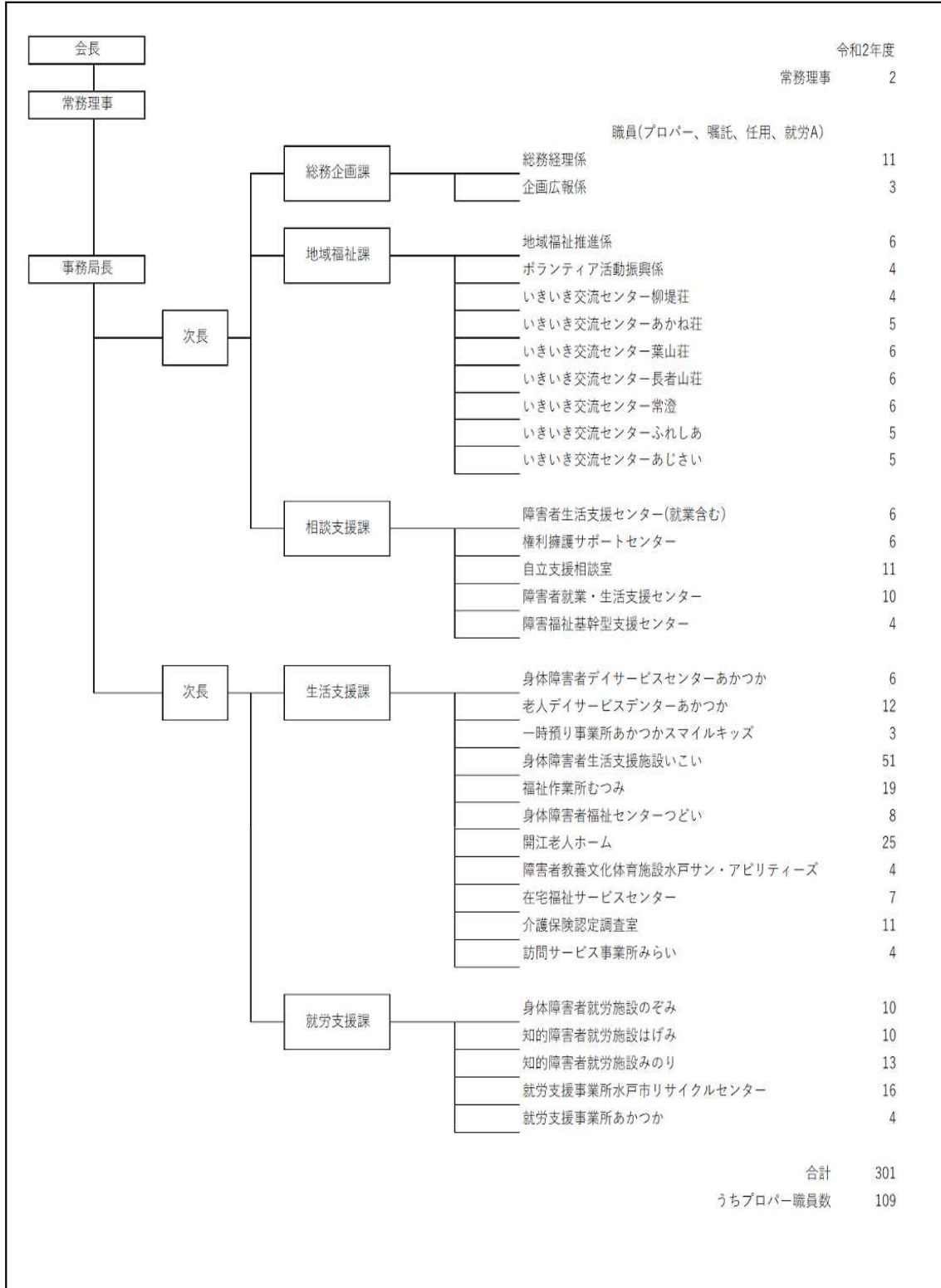
(公益事業及び収益事業)

第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

②組織

令和3年3月31日現在の組織は、以下のとおりとなっている。



③財政の状況

平成 30 年度から令和 2 年度の財政状況は、以下のとおりである。

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
資産の部			
流動資産	419,824	396,300	302,257
現金預金	341,442	236,709	198,982
事業未収入金	32,963	28,975	37,579
未収金	2,043	83,455	18,433
未収補助金	3,020	3,173	3,213
未収受託金	37,755	41,478	41,471
貯蔵品	1,368	1,775	1,654
商品・製品	550	452	575
原材料	181	231	168
立替金	73	—	123
前払金	424	50	56
固定資産	773,856	747,775	748,946
基本財産	4,000	4,000	4,000
基本財産特定預金(基本)	2,170	2,170	2,170
基本財産移行時積立資産(基本)	1,830	1,830	1,830
その他固定資産	769,856	743,775	744,946
建物	114	54	0
建物付属設備	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	2,203	5,668	4,851
車両運搬具	13,529	20,149	34,363
器具及び備品	6,166	8,064	7,860
有形リース資産	6,808	4,126	1,445
権利	581	581	581
ソフトウェア	9,000	7,011	5,022
無形リース資産	6,023	3,832	1,642
退職手当積立基金預け金	115,861	74,830	78,871
退職給付引当資産	—	16,545	13,633
退職共済預け金	88,320	89,634	90,154
ボランティア基金特定資産	150,090	150,090	150,090
在宅福祉サービスセンター運営基金積立資産	27,109	27,112	27,115
ともしび基金積立資産	2,990	2,990	2,990
事業運営積立資産	125,315	125,315	125,315
災害支援基金積立資産	50,000	45,601	50,000
備品等購入積立資産	11,360	7,560	7,561
工賃積立資産	9,514	9,514	9,515
減価償却積立資産	144,733	134,133	133,599
減価償却積立資産(要積立額)	—	10,739	—
貸付事業貸付金	84	84	84

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	その他の固定資産	130	213	330
	徴収不能引当金	△84	△84	△84
資産合計		1,193,680	1,144,076	1,051,203
負債の部				
	流動負債	168,312	234,223	198,160
	事業未払金	80,096	76,053	116,633
	その他の未払金	5,338	87,342	11,847
	1年以内返済予定リース債務	4,871	4,871	3,088
	預り金	398	—	—
	職員預り金	14,525	4,908	5,461
	前受金	—	66	300
	賞与引当金	54,813	55,319	56,117
	未払消費税等	8,268	5,661	4,710
	固定負債	254,884	271,909	281,913
	リース債務	7,959	3,088	—
	退職給付引当金	246,924	268,821	281,913
負債合計		423,196	506,132	480,073
純資産の部				
	基本金	2,170	2,170	2,170
	第1号基本金	2,170	2,170	2,170
	基金	150,000	150,000	150,000
	ボランティア基金	150,000	150,000	150,000
	国庫補助金等特別積立金	1,020	725	429
	その他の積立金	372,855	381,346	371,560
	基本財産移行時特別積立金	1,830	1,830	1,830
	在宅福祉サービスセンター運営基金積立金	27,109	27,112	27,115
	ともしび基金積立金	2,990	2,990	2,990
	事業運営積立金	125,315	125,315	125,315
	災害支援基金積立金	50,000	45,601	50,000
	備品等購入積立金	11,360	7,560	7,561
	工賃積立金	9,514	9,514	9,515
	減価償却積立金	144,733	144,873	133,599
	退職共済積立金		16,545	13,633
	次期繰越活動増減差額	244,437	103,702	46,969
	(うち当期活動増減差額)	14,944	△132,244	△66,517
純資産の部合計		770,483	637,943	571,130
負債及び純資産の部合計		1,193,680	1,144,076	1,051,203

(正味財産増減計算書)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	1,700,568	1,663,070	1,653,296
会費収益	27,236	27,137	26,604
分担金収益	800	800	420
寄附金収益	48,085	6,027	2,568
経常経費補助金収益	119,106	113,192	99,413
受託金収益	1,255,269	1,244,499	1,293,356
事業収益	5,210	5,910	7,346
介護保険事業収益	132,628	125,903	105,355
老人福祉事業収益	2,884	3,090	1,756
保育事業収益	2,584	2,928	2,971
就労支援事業収益	82,118	82,438	76,719
障害福祉サービス等事業収益	23,227	21,108	16,966
その他の事業収益	—	—	16,075
その他の収益	1,416	30,032	3,743
費用	1,693,118	1,806,507	1,732,470
人件費	1,190,711	1,301,057	1,248,961
事業費	276,057	277,568	233,648
事務費	77,638	83,509	89,806
就労支援事業費用	93,362	88,418	88,264
共同募金分配金事業費	8,033	7,915	5,955
分担金費用	10,448	10,678	11,037
助成金費用	21,170	22,018	20,227
減価償却費	12,898	14,814	17,007
国庫補助金等特別積立金取崩額	△283	△295	△295
国庫補助金等特別積立金積立額	1,241	—	—
徴収不能額	337	—	—
その他の費用	1,501	821	17,857
サービス活動増減差額	7,450	△143,436	△79,142
サービス活動外増減の部			
収益	20,650	18,787	20,251
費用	9,034	8,081	8,110
サービス活動外増減差額	11,616	10,705	12,141
経常増減差額	19,066	△132,731	△67,033
特別増減の部			
収益	20	733	523
費用	4,142	247	8
特別増減差額	△4,122	486	515
当期活動増減差額	14,944	△132,244	△66,517

④市の関与の状況

平成 30 年度から令和 2 年度における市の関与の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常経費補助金	119,106	113,192	99,413
受託金収益	1,255,269	1,244,499	1,293,356

⑤実施事業の状況

実施事業の状況は、以下のとおりである。

NO	委託元等	形態	事業名	担当課
1	各地域団体	共催	敬老会	地域
2	市	共済	金婚祝賀会	地域
3	市・市障連	共済	身体障害者スポーツ・レクリエーション大会	地域
4	県共募	協力	共同募金運動（歳末たすけあい含む）	地域
5	市	指定管理	福祉ボランティア開館	総務
6	市	指定管理	いきいき交流センター柳堤荘	地域
7	市	指定管理	いきいき交流センターあかね荘	地域
8	市	指定管理	いきいき交流センター葉山荘	地域
9	市	指定管理	いきいき交流センター長者山荘	地域
10	市	指定管理	いきいき交流センター常澄	地域
11	市	指定管理	いきいき交流センターふれしあ	地域
12	市	指定管理	いきいき交流センターあじさい	地域
13	市	指定管理	身体障害者生活支援施設いこい	生活
14	市	指定管理	福祉作業所むつみ	生活
15	市	指定管理	身体障害者福祉センターつどい	生活
16	市	指定管理	開江老人ホーム	生活
17	市	指定管理	障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズ	生活
18	市	指定管理	身体障害者デイサービスセンターあかつか	生活
19	市	指定管理	老人デイサービスセンターあかつか	生活
20	市	指定管理	身体障害者就労支援施設のぞみ	就労
21	市	指定管理	知的障害者就労支援施設はげみ	就労
22	市	指定管理	知的障害者就労支援施設みのり	就労
23	国(茨城労働局)	受託事業	雇用安定等事業(水戸地区障害者就業・生活支援センター)	相談
24	県	受託事業	生活支援等事業(水戸地区障害者就業・生活支援センター)	相談
25	県	受託事業	第 1 号職場適応援助者事業	就労
26	県社協	受託事業	生活福祉資金貸付事業	相談
27	県社協	受託事業	日常生活自立支援事業(権利擁護サポートセンター)	相談
28	市	受託事業	愛の定期便事業	地域
29	市	受託事業	生活支援体制整備事業	地域
30	市	受託事業	高齢者生活支援サポーター養成研修事業	地域
31	市	受託事業	障害福祉基幹型支援センター	相談
32	市	受託事業	障害者生活支援センター	相談

NO	委託元等	形態	事業名	担当課
33	市	受託事業	生活困窮者自立相談支援事業	相談
34	市	受託事業	生活困窮世帯学習支援事業	相談
35	市	受託事業	介護保険認定調査事業	生活
36	市	受託事業	就労支援事業所水戸市リサイクルセンター	就労
37	市	受託事業	就労支援事業所あかつか	就労
38	市	受託事業	知的障害者等生活訓練事業	就労
39	市	補助事業	県央地域成年後見支援事業(権利擁護サポートセンター)	相談
40	市	補助事業	一時預かり事業所あかつかスマイルキッズ	生活
41		単独	水戸市社会福祉大会(社会福祉功労者等の顕彰含む)	総務
42		単独	広報啓発事業広報誌「みんなのしあわせ」、ホームページ、SNS等	総務
43		単独	第3次水戸市地域福祉活動計画の推進	総務
44		単独	会員(会費)募集	地域
45		単独	支部活動促進事業	地域
46		単独	高齢者慶祝事業	地域
47		単独	福祉相談所(心配ごと相談所・結婚相談所)	地域
48		単独	共同募金配分事業	地域
49		単独	社会福祉法人連絡会事務局の運営	地域
50		単独	ボランティアセンター(災害支援含む)の運営	地域
51		単独	ボランティア振興事業	地域
52		単独	地域活動ボランティア養成講座	地域
53		単独	福祉機器貸出事業	地域
54		単独	指定居宅介護支援事業所(在宅福祉サービスセンター)	生活
55		単独	訪問サービス事業所みらい	生活
56		単独	愛パーク祭	生活・就労

直近3年間の事業の推移

(社会：社会福祉法人、公益：公益事業、内部：内部取引消去、法人：法人会計を表している。) (単位：百万円)

	平成30年度				令和1年度				令和2年度						
	社会	公益	計	内部取引	法人	社会	公益	計	内部取引	法人	社会	公益	計	内部取引	法人
	サービスクロ活動増減の部														
収益	1,528	177	1,706	△5	1,700	1,492	176	1,668	△5	1,663	1,490	168	1,658	△5	1,653
会費収入	27	-	27	-	27	27	-	27	-	27	26	-	26	-	26
分担金収入	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-	0
寄附金収入	48	-	48	-	48	6	-	6	-	6	2	-	2	-	2
経常経費補助金収入	119	-	119	-	119	113	-	113	-	113	99	-	99	-	99
受託金収入	1,164	90	1,255	-	1,255	1,151	92	1,244	-	1,244	1,194	99	1,293	-	1,293
事業収入	5	-	5	-	5	5	-	5	-	5	7	-	7	-	7
介護保険事業収益	45	87	132	-	132	42	83	125	-	125	36	69	105	-	105
老人福祉事業収益	2	-	2	-	2	3	-	3	-	3	1	-	1	-	1
保険事業収益	2	-	2	-	2	2	-	2	-	2	2	-	2	-	2
就労支援事業収益	87	-	87	△5	82	87	-	87	△5	82	82	-	82	△5	76
障害福祉サービス事業	23	-	23	-	23	21	-	21	-	21	16	-	16	-	16
その他の事業収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	16	△0	16
その他の収益	1	-	1	-	1	30	-	30	-	30	3	-	3	-	3
費用	1,520	178	1,699	△6	1,693	1,637	175	1,812	△6	1,806	1,575	162	1,738	△6	1,732
人件費	1,073	117	1,190	-	1,190	1,187	113	1,301	-	1,301	1,142	105	1,248	-	1,248
事業費	238	40	279	△3	276	242	38	281	△3	277	205	31	237	△3	233
事務費	65	15	80	-3	77	68	17	86	△2	83	72	19	92	△2	89
就労支援事業費用	93	-	93	-	93	88	-	88	-	88	88	-	88	-	88
共同募金配分事業費	8	-	8	-	8	7	-	7	-	7	5	-	5	-	5
分担金費用	10	-	10	-	10	10	-	10	-	10	11	-	11	-	11
助成金費用	21	-	21	-	21	22	-	22	-	22	20	-	20	-	20
減価償却費	7	5	12	-	12	9	5	14	-	14	11	5	17	-	17
国庫補助金等特別独立経費	△0	-	△0	-	△0	△0	-	△0	-	△0	△0	-	△0	-	△0

	平成30年度				令和1年度				令和2年度				
	社会	公益	計	内部取引	社会	公益	計	内部取引	社会	公益	計	内部取引	法人
国庫補助金等特別積立金取立額	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴収不能額	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の費用	1	-	1	-	0	-	0	-	17	-	17	-	17
サービス活動増減差額	7	△1	6	1	△145	0	△144	1	△84	5	△79	0	△79
サービス活動外増減の部													
収益	21	0	21	△1	19	0	19	△1	20	△0	20	△0	20
受取利息配当金収益	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0
その他の収益	20	0	20	△1	18	-	18	△1	20	-	20	△0	19
費用	9	-	9	-	8	-	8	-	8	-	8	-	8
その他の費用	9	-	9	-	8	-	8	-	8	-	8	-	8
サービス活動外増減差額	12	0	12	△1	11	0	11	△1	12	0	12	△0	12
経常増減差額	20	△1	19	-	△133	0	△132	-	△132	5	△67	-	△67

社会福祉事業区分

【地域福祉事業】

市民から会員を募集し、その会費を原資として、支部への分担を行いながら支部活動の推進を図り、住民と社協が協働で安心して暮らすことのできる環境を目指し、地域福祉の課題の共有と解決に向けて取り組む諸事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	189,629	167,865	168,308
会費収益	27,236	27,137	26,604
分担金収益	800	800	420
寄附金収益	48,085	5,987	2,568
経常経費補助金収益	90,082	85,988	73,130
受託金収益	16,250	15,303	42,958
事業収益	2,756	2,615	2,647
その他の事業収益	—	—	16,236
その他の収益	1,416	30,032	3,743
費用	229,662	326,384	271,027
人件費	150,413	237,401	179,147
事業費	21,566	30,541	19,649
事務費	12,209	14,163	13,786
共同募金分配金事業費	8,033	7,915	5,955
分担金費用	10,448	10,678	11,037
助成金費用	21,170	22,018	20,227
減価償却費	3,022	3,139	3,661
国庫補助金等特別積立金取崩額	△283	△295	△295
国庫補助金等特別積立金積立額	1,241	—	—
徴収不能額	337	—	—
その他の費用	1,501	821	17,857
サービス活動増減差額	△43,033	△158,519	△102,718
サービス活動外増減の部			
収益	3,813	3,788	5,867
受取利息配当金収益	904	905	906
その他のサービス活動外収益	2,909	2,883	4,961
費用	43	—	54
その他のサービス活動外費用	43	—	54
サービス活動外増減差額	3,770	3,788	5,813
経常増減差額	△39,262	△154,730	△96,904

【水戸市老人福祉センター管理運営事業】

市から指定管理者として指定を受けた「いきいき交流センター」7館において、市内の60歳以上の高齢者に各種教養講座等を開催するとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
サービス活動増減の部			
収益	195,507	190,153	180,557
受託金収益	194,752	189,722	180,462
事業収益	755	431	95
費用	196,144	195,394	169,371
人件費	114,510	113,366	108,741
事業費	74,983	75,218	52,654
事務費	6,600	6,203	6,705
減価償却費	50	605	1,268
サービス活動増減差額	△637	△5,240	11,185
サービス活動外増減の部			
収益	856	409	54
受取利息配当金収益	0	0	0
その他のサービス活動外収益	856	409	54
サービス活動外増減差額	856	409	54
経常増減差額	219	△4,831	11,239

【水戸市身体障害者就労支援施設のぞみの運営】

市から指定管理者として指定を受け、主に身体障害者を対象とし、作業種目として、印刷・縫製・軽作業を行い、就労移行及び就労継続支援B型事業のサービスを提供するとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
サービス活動増減の部			
収益	87,588	86,476	86,165
寄附金収益	—	—	740
経常経費補助金収益	59,159	58,014	60,486
就労支援事業収益	28,429	28,461	24,939
費用	81,803	79,955	81,987
人件費	44,326	43,087	44,922
事業費	7,053	6,367	6,442
事務費	3,023	3,757	4,319
就労支援事業費用	26,853	26,376	25,711
減価償却費	546	366	592
サービス活動増減差額	5,784	6,521	4,177
サービス活動外増減の部			
収益	1,711	1,219	1,260
受取利息配当金収益	—	—	0

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	その他のサービス活動外収益	1,711	1,219	1,260
	費用	914	828	848
	その他のサービス活動外費用	914	828	848
	サービス活動外増減差額	797	390	412
	経常増減差額	6,581	6,911	4,590

【水戸市知的障害者就労支援施設はげみの運営】

市から指定管理者として指定を受け、主に知的障害者を対象とし、作業種目として、クッキー製造・園芸・軽作業を行い、就労継続支援 B 型事業のサービスを提供するとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
	収益	73,830	72,277	73,921
	経常経費補助金収益	1,257	352	750
	受託金収益	58,758	58,596	60,988
	就労支援事業収益	13,815	13,329	12,182
	費用	65,235	69,775	67,422
	人件費	43,739	46,788	45,874
	事業費	6,111	7,864	5,810
	事務費	1,894	2,179	2,280
	就労支援事業費用	13,482	12,852	13,005
	減価償却費	7	89	451
	サービス活動増減差額	8,595	2,501	6,498
サービス活動外増減の部				
	収益	1,627	1,462	1,592
	受取利息配当金収益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	1,627	1,462	1,592
	費用	1,155	1,130	1,067
	その他のサービス活動外費用	1,155	1,130	1,067
	サービス活動外増減差額	472	331	524
	経常増減差額	9,067	2,833	7,023

【水戸市知的障害者就労支援施設みのりの運営】

市から指定管理者として指定を受け、主に知的障害者を対象とし、作業種目としてパン・クッキー製造と清掃を行い、就労継続支援 B 型事業のサービスを提供するとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
	収益	70,814	72,131	72,868
	受託金収益	51,589	51,764	52,407

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	就労支援事業収益	19,225	20,366	20,461
	費用	69,610	69,476	72,219
	人件費	42,736	42,961	43,733
	事業費	5,653	5,470	5,351
	事務費	2,343	2,357	2,837
	就労支援事業費用	18,841	18,538	20,047
	減価償却費	36	148	249
	サービス活動増減差額	1,204	2,654	649
サービス活動外増減の部				
	収益	541	450	470
	受取利息配当金収益	—	—	0
	その他のサービス活動外収益	541	450	470
	費用	391	354	377
	その他のサービス活動外費用	391	354	377
	サービス活動外増減差額	149	95	92
	経常増減差額	1,353	2,750	742

【知的障害者等生活訓練事業】

市からの委託を受け、主に知的障害者を対象とした余暇活動及び生活訓練を、土曜日又は日曜日に行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
	収益	2,100	2,100	2,100
	受託金収益	2,100	2,100	2,100
	費用	1,922	1,936	2,112
	人件費	1,470	1,759	1,942
	事業費	151	144	154
	事務費	300	31	14
	サービス活動増減差額	177	163	△12
サービス活動外増減の部				
	収益	—	80	—
	その他のサービス活動外収益	—	80	—
	サービス活動外増減差額	—	80	—
	経常増減差額	177	243	△12

【水戸市身体障害者福祉センターつどいの運営】

市から指定管理者として指定を受け、主に在宅の身体障害者を対象とし、生活介護事業では介護とともに集団、個別の活動支援を提供する。また、市内居住の身体障害者とその家族を対象に、各種の講座の開催、地域交流や啓発活動等の福祉センター事業を行うとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	35,970	36,562	36,357
経常経費補助金収益	—	—	600
受託金収益	35,803	36,385	35,615
事業収益	167	177	141
費用	44,025	42,260	45,670
人件費	36,049	34,593	37,705
事業費	6,776	6,413	6,271
事務費	1,199	1,253	1,693
サービス活動増減差額	△8,054	△5,697	△9,312
サービス活動外増減の部			
収益	3,440	3,140	2,700
その他のサービス活動外収益	3,440	3,140	2,700
費用	520	398	308
その他のサービス活動外費用	520	398	308
サービス活動外増減差額	2,920	2,742	2,392
経常増減差額	△5,134	△2,955	△6,920

【水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつかの運営】

市から指定管理者として指定を受け、身体障害者を対象に必要な応じた介護と送迎、入浴、給食等のサービス、機能訓練や行事等のサービスを提供するとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	35,507	36,886	37,100
経常経費補助金収益	—	—	355
受託金収益	35,507	36,886	36,745
費用	37,290	36,976	37,697
人件費	29,543	29,198	29,449
事業費	5,821	5,612	5,597
事務費	1,628	1,885	2,561
減価償却費	297	279	89
サービス活動増減差額	△1,783	△90	△596
サービス活動外増減の部			
収益	1,008	1,078	1,012
その他のサービス活動外収益	1,008	1,078	1,012
費用	283	304	332
その他のサービス活動外費用	283	304	332
サービス活動外増減差額	724	774	680
経常増減差額	△1,059	684	83

【水戸市福祉作業所むつみの運営】

市から指定管理者として指定を受け、主に在宅の重度知的障害者を対象とした指定障害者福祉サービスとして、個別支援を中心とした余暇活動等の生活介護及び自立訓練を行うとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		86,748	88,067	91,794
経常経費補助金収益		—	—	394
受託金収益		86,748	88,067	91,400
費用		80,036	86,410	88,461
人件費		66,709	73,750	74,921
事業費		8,808	8,657	9,407
事務費		3,148	2,680	3,274
減価償却費		1,369	1,321	857
サービス活動増減差額		6,711	1,656	3,332
サービス活動外増減の部				
収益		1,341	1,333	1,242
その他のサービス活動外収益		1,341	1,333	1,242
費用		852	827	768
その他のサービス活動外費用		852	827	768
サービス活動外増減差額		489	505	474
経常増減差額		7,200	2,162	3,806

【訪問サービス事業所みらいの運営】

在宅の障害者を対象に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援及び福祉有償運送を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		19,134	21,108	16,966
障害福祉サービス等事業収益		19,134	21,108	16,966
費用		15,167	17,835	17,505
人件費		13,825	15,920	14,586
事業費		315	325	610
事務費		1,004	1,326	1,709
減価償却費		21	263	598
サービス活動増減差額		3,967	3,273	△539
サービス活動外増減の部				
収益		2	1	—
その他のサービス活動外収益		2	1	—
サービス活動外増減差額		2	1	—
経常増減差額		3,969	3,274	△539

【水戸市身体障害者生活支援施設いこいの運営】

市から指定管理者として指定を受け、主に身体障害者を対象とした指定障害者福祉サービス施設として、24時間体制で施設入所及び短期入所並びに生活介護のサービスを提供するとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		302,210	296,393	310,064
	寄附金収益	—	40	—
	経常経費補助金収益	—	—	1,201
	受託金収益	302,210	296,353	308,863
費用		278,403	290,885	302,619
	人件費	228,464	239,009	249,316
	事業費	41,109	41,720	42,456
	事務費	8,079	8,251	8,295
	減価償却費	750	1,904	2,550
	サービス活動増減差額	23,806	5,507	7,445
サービス活動外増減の部				
収益		3,413	2,982	2,962
	その他のサービス活動外収益	3,413	2,982	2,962
費用		2,144	1,743	1,874
	その他のサービス活動外費用	2,144	1,743	1,874
	サービス活動外増減差額	1,268	1,239	1,088
	経常増減差額	25,074	6,746	8,533

【老人デイサービスセンターあかつかの運営】

市から指定管理者として指定を受け、利用料金制により、介護老人保健施設を運営する事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		45,610	43,614	36,352
	経常経費補助金収益	—	23	48
	介護保険事業収益	45,610	42,591	36,303
費用		54,163	55,405	53,621
	人件費	37,629	40,470	39,371
	事業費	11,393	10,907	11,082
	事務費	4,209	3,561	2,951
	減価償却費	931	466	214
	サービス活動増減差額	△8,553	△12,791	△17,268
サービス活動外増減の部				
収益		907	891	851
	その他のサービス活動外収益	907	891	851

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
費用		567	626	677
	その他のサービス活動外費用	567	626	677
	サービス活動外増減差額	340	265	173
	経常増減差額	△8,213	△12,526	△17,095

【一時預かり事業所あかつか「スマイルキッズ」の運営】

市の補助を受け、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図るために未就学児の一時預かりを行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		5,604	6,101	6,184
	経常経費補助金収益	3,020	3,173	3,213
	保育事業収入	2,584	2,928	2,971
費用		8,817	8,522	8,674
	人件費	8,231	7,927	8,053
	事業費	287	296	312
	事務費	298	298	308
	サービス活動増減差額	△3,213	△2,421	△2,489
	経常増減差額	△3,213	△2,421	△2,489

【権利擁護サポートセンターの運営】

認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力に支援を要する方の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に対応する事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		26,277	26,342	22,757
	経常経費補助金収益	24,747	23,656	18,295
	事業収益	1,530	2,686	4,462
費用		23,559	21,308	22,378
	人件費	18,719	18,798	19,413
	事業費	3,819	1,284	1,912
	事務費	1,020	1,224	1,051
	サービス活動増減差額	2,718	5,034	379
サービス活動外増減の部				
収益		—	24	—
	その他のサービス活動外収益	—	24	—
	サービス活動外増減差額	—	24	—
	経常増減差額	2,718	5,058	379

【水戸市障害者生活支援センター／水戸市障害福祉基幹型支援センターの運営】

市から委託を受け、障害者総合支援法に基づき、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法等に基づく相談等の業務を総合的に行っている。

なお、従前は水戸市障害者生活支援センターとして上記の事業を行ってきたが、令和 2 年度から水戸市地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として水戸市障害福祉基幹型支援センターの運営を行っている。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	40,541	43,643	54,060
受託金収入	40,541	43,643	54,060
費用	36,429	49,244	57,862
人件費	33,943	46,049	53,712
事業費	572	347	305
事務費	1,615	2,575	3,741
減価償却費	297	272	102
サービス活動増減差額	4,111	△5,601	△3,802
サービス活動外増減の部			
収益	—	6	—
その他のサービス活動外収益	—	6	—
サービス活動外増減差額	—	6	—
経常増減差額	4,111	△5,595	△3,802

【障害者生活支援等事業】

茨城県から委託を受け、自立生活のために、家庭訪問、生活習慣、金銭管理、育児等の相談を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	9,539	9,719	9,632
受託金収益	9,539	9,719	9,632
費用	11,202	11,294	11,245
人件費	8,296	8,136	8,070
事業費	204	115	244
事務費	2,701	3,042	2,930
サービス活動増減差額	△1,663	△1,574	△1,613
経常増減差額	△1,663	△1,574	△1,613

【障害者雇用安定等事業】

国から雇用安定等事業の委託を受け、就業を希望する方の相談及び在職者の職場巡回をし、職場定着支援や企業からの相談対応を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		24,790	28,486	26,280
受託金収益		24,790	28,486	26,280
費用		24,826	28,504	26,274
人件費		19,552	22,600	20,169
事業費		322	342	145
事務費		4,951	5,561	5,959
サービス活動増減差額		△35	△18	5
経常増減差額		△35	△18	5

【計画相談支援室「ケアプランセンターりぼん」の運営】

主に社協のサービスを利用している障害者を対象として、福祉サービス利用時に必要なサービス利用計画の作成や関係機関、事業所との調整を行う事業である（平成 30 年度で事業廃止している）。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		4,092		
障害福祉サービス等事業収益		4,092		
費用		8,617		
人件費		8,121		
事業費		214		
事務費		251		
減価償却費		29		
サービス活動増減差額		△4,524		
サービス活動外増減の部				
収益		0		
受取利息配当金収益		0		
サービス活動外増減差額		0		
経常増減差額		△4,524		

【水戸市開江老人ホームの運営】

市から指定管理者として指定を受け、自治体からの措置入所者で比較的身辺自立のできる高齢者を対象に、生活支援、保健衛生、余暇活動等のサービスを 24 時間体制で提供するとともに、施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
収益		202,498	195,390	187,345
経常経費補助金収益		—	—	686

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	受託金収益	199,614	192,300	184,903
	老人福祉事業収益	2,884	3,090	1,756
	費用	173,354	167,225	158,017
	人件費	115,554	111,451	107,854
	事業費	45,251	41,956	37,669
	事務費	12,390	12,910	11,595
	減価償却費	157	907	897
	サービス活動増減差額	29,144	28,165	29,327
サービス活動外増減の部				
	収益	1,711	1,609	1,766
	受取利息配当金収益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	1,711	1,609	1,766
	費用	1,612	1,526	1,478
	その他のサービス活動外費用	1,612	1,526	1,478
	サービス活動外増減差額	99	83	287
	経常増減差額	29,243	28,248	29,615

【就労支援事業所水戸市リサイクルセンターの運営】

市から委託を受け、主に知的障害者を対象とし、空きビンの選別作業を行い、就労移行及び就労継続支援 A 型事業のサービスを提供し、第 1 号職場適応援助者事業を行うとともに事業所の管理運営を行うものである。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部				
	収益	47,430	47,156	51,144
	受託金収益	21,871	21,361	24,662
	就労支援事業収益	25,559	25,795	26,481
	費用	48,694	48,957	51,112
	人件費	23,199	25,733	26,952
	事業費	891	1,030	1,668
	事務費	141	222	436
	就労支援事業費用	24,401	21,970	22,054
	減価償却費	62	—	—
	サービス活動増減差額	△1,264	△1,800	31
サービス活動外増減の部				
	収益	1,280	1,189	1,187
	その他のサービス活動外収益	1,280	1,189	1,187
	費用	446	273	246
	その他のサービス活動外費用	446	273	246
	サービス活動外増減差額	833	916	940
	経常増減差額	△431	△884	972

【就労支援事業所あかつかの運営】

市から委託を受け、主に知的障害者を対象とし、福祉ボランティア会館の清掃や喫茶は一との運営、ごみ収集作業を行い、就労継続支援 B 型事業等のサービス提供をするとともに事業所の管理を行うものである。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	21,106	22,360	21,853
受託金収益	11,281	11,431	10,736
就労支援事業収益	9,824	10,929	11,117
費用	24,557	24,085	25,029
人件費	12,530	12,251	12,232
事業費	1,402	1,515	1,217
事務費	535	412	535
就労支援事業費用	9,959	9,906	11,043
減価償却費	128	—	—
サービス活動増減差額	△3,451	△1,724	△3,175
サービス活動外増減の部			
収益	1,076	1,175	1,153
受取利息配当金収益	0	0	0
その他のサービス活動外収益	1,076	1,175	1,153
費用	76	68	108
その他のサービス活動外費用	76	68	108
サービス活動外増減差額	1,000	1,106	1,044
経常増減差額	△2,451	△618	△2,131

【生活支援体制整備事業】

住民主体の助け合い活動が推進されるよう推進員として生活支援コーディネーターを配置し、支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業等と連携し、地域課題を協議する場(協議体)をつくり、地域での支え合い活動を展開する事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	14,696	11,430	11,481
受託金収益	14,696	11,430	11,481
費用	18,519	17,906	18,817
人件費	16,374	16,006	16,491
事業費	54	40	49
事務費	2,089	1,860	2,276
サービス活動増減差額	△2,823	△6,475	△7,335
経常増減差額	△2,823	△6,475	△7,335

公益事業区分

【在宅福祉サービスセンターの運営事業】

指定居宅介護支援として、介護保険を利用する介護の必要な方の介護サービス計画(ケアプラン)を作成する事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	37,142	35,964	40,278
介護保険事業収益	37,142	35,964	40,278
費用	35,372	34,770	38,430
人件費	31,289	29,913	32,892
事業費	2,810	3,370	3,490
事務費	434	407	714
減価償却費	838	1,079	1,334
サービス活動増減差額	1,770	1,194	1,848
サービス活動外増減の部			
収益	2	2	2
受取利息配当金収益	2	2	2
サービス活動外増減差額	2	2	2
経常増減差額	1,772	1,197	1,850

【水戸市福祉ボランティア会館の管理運営】

市から指定管理者として指定を受け、福祉ボランティア会館の部屋の貸出しや福祉ボランティア活動の事業推進を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	50,571	49,765	47,571
受託金収益	50,571	49,765	47,571
費用	44,241	48,779	49,660
人件費	11,736	11,860	11,671
事業費	24,508	31,280	32,566
事務費	4,219	1,881	1,682
減価償却費	3,777	3,755	3,740
サービス活動増減差額	6,329	985	△2,089
サービス活動外増減の部			
収益	0	0	0
その他のサービス活動外収益	0	0	0
サービス活動外増減差額	0	0	0
経常増減差額	6,330	985	△2,089

【生活困窮者自立相談支援事業】

市から委託を受け、生活困窮者からの多様な相談を受け、必要な情報の提供や援助を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	25,498	25,698	31,272
受託金収益	25,498	25,698	31,272
費用	23,569	23,379	26,654
人件費	20,383	20,835	22,401
事業費	884	1,004	1,344
事務費	2,301	1,540	2,908
サービス活動増減差額	1,929	2,319	4,618
経常増減差額	1,929	2,319	4,618

【水戸市障害者教養文化体育施設「水戸サン・アビリティーズ」の運営】

市から指定管理者として指定を受け、障害者を対象に体育館等の各部屋の貸出や交流を目的とした講座の開催をするとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	17,535	17,471	17,181
受託金収益	17,535	17,471	17,181
費用	18,506	18,251	14,457
人件費	11,429	10,987	7,359
事業費	1,660	1,534	1,569
事務費	5,416	5,729	5,528
サービス活動増減差額	△971	△780	2,723
経常増減差額	△971	△780	2,723

【介護保険認定調査室の運営】

市から委託を受け、指定市町村事務受託法人として、介護保険要介護認定区分の新規及び更新調査を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
サービス活動増減の部			
収益	46,739	47,348	31,908
介護保険事業収益	46,739	47,348	31,908
費用	48,619	50,083	42,214
人件費	40,687	40,195	33,211
事業費	2,075	1,738	1,434
事務費	5,611	7,934	6,841

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	減価償却費	244	214	727
	サービス活動増減差額	△1,880	△2,735	△10,305
	経常増減差額	△1,880	△2,735	△10,305

⑥事務処理について

【意見】

(イ) 退職給付引当金の計算を規程に従い実施すべきこと

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会職員退職手当規程第 4 条において「退職手当の支給額は、全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額（その額が水戸市職員の一般職の例により算定した額を超える場合には、当該額）とする。」と定めているが、令和 2 年度末における退職給付引当金の計算について旧水戸市社会福祉協議会職員分のみ全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額を確認しているのみで、その他の職員についてはその金額を確認せずに全職員の退職給付引当金の額を水戸市職員の一般職の例により算定した額としている。

退職給付引当金算定の正確性を検証するため、サンプリングとして旧水戸市社会福祉協議会職員 28 名のうち 5 名の算定過程を検証したところ、4 名については全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額については適正に算定されており、水戸市職員の一般職の例により算定した額を超えていたため、規定に従い水戸市職員の一般職の例により算定した額により引当金を計上していた。1 名については後述する指摘事項で言及するが、退職給付引当金の算定に含まれていなかったため適正に算定されているか確認できなかった。

全国社会福祉団体職員退職積立基金規程において退職手当の算定における基準給に地域手当を含めていること、給付率も水戸市職員の一般職の例における給付率よりも高い水準となっていること、およびサンプリング結果によると全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額は水戸市職員の一般職の例により算定した額を超える蓋然性が高いと考えられるが、規程の定めに従い、全職員分について全国社会福祉団体職員退職積立基金規程の定める額を算定し、水戸市職員の一般職の例により算定した額と比較し適切な金額の計上を行う必要がある。

【指摘事項】

(ロ) 退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと

退職給付引当金算定の正確性を検証するため、サンプリングとして旧水戸市社会福祉協議会職員 28 名のうち 5 名の算定過程を検証したところ、1 名については退職給付引当金の算定に含まれていなかった。

該当する職員は令和 2 年 4 月 1 日付で内部登用された職員であり、事務手続きミスにより退職給付引当金算定の対象から漏れたものである。

法人の適切な財政状態を表すため、引当金の対象者については漏れなく退職給付引当金を計上すべきである。

【指摘事項】

(ハ) 広報誌に関する業務委託内容の検収確認を行うべきこと

広報誌「みんなのしあわせ」の送達業務については、年度毎に業務委託契約を締結し、公益財団法人水戸市シルバー人材センター（以下、「水戸市シルバー人材センター」）に業務委託している。

業務委託契約の主な内容は、以下の通り。

契約書、別表より抜粋。下線は追記したもの。

業務内容 : 広報誌「みんなのしあわせ」の世帯数分の仕分け（年 4 回）
委託料 : 配布件数×134 円。
委託料は、委託業務完了報告書を受領した翌月末までに支払う。

また、広報誌の印刷に関しては、年度毎に、指名競争入札により業者を選定し、供給契約書を締結の上、落札業者より印刷物の納品を受けている。

契約書、仕様書より抜粋。下線は追記したもの。

発行回数：年 4 回（6 月・9 月・12 月・3 月の各 15 日発行）
発行部数：1 回分 87,000 部
納期限：発行日の 5 日前（土日を除く）を基本として調整
納入場所：50 部ごとに帯をかけ 1 梱包 250 部を基本とし、指定部数ごとに下記へ納入する（毎号調整する）
社協、各市民センター（内原、鯉淵、三の丸、五軒、新荘、・・・以下略。なお、各センターの数は、27 箇所。）

広報誌「みんなのしあわせ」に関する送達業務の委託料については、水戸市シルバー人材センターに対して支払いを行うにあたり、委託した作業の完了を確認したうえで支払いを行うため「委託業務完了報告書」を入手することとしているが、同報告書を入手していない。

また、印刷業者からは、年に 4 回、各回 87,000 冊分の納品を受けている。各回の納品数合計 87,000 冊分の納品書は入手しているが、送達作業を行う市民センター毎の納品書は入

手していない。また、指定納入場所毎の納品数を把握できる明細もない。

水戸市社会福祉協議会は、委託料支払いを行うにあたり、市民センター毎の委託作業の完了を確認するために水戸市シルバー人材センターから、「委託業務完了報告書」を入手すべきである。

また、印刷業者からは、実際の送達業務の作業場所となる市民センター毎の納品書を手すべきである。

【指摘事項】

(二) クレーム処理簿について、顛末まで記載しておくべきこと

令和 2 年度における苦情申出書・改善結果（状況）報告書に報告されている案件は、1 件であった。この 1 件以外にも、1 度苦情が提出されたものの当事者間の和解等により進展せずに終結している案件が 2 件、利用者からの要望が 1 件提出されていた。

報告案件 1 件以外については、苦情後の経緯や顛末が整理、記録されておらず、質問により、苦情処理等の終結を確認した。

苦情等を正式に受理したものについては、その後の経緯や顛末について記録として残していくことが必要である。

⑦経営改善計画

令和 2 年度から令和 5 年度を対象期間とする第 5 次経営改善計画の内容は、以下のとおりである。

【計画策定の趣旨】

令和元年度に迎えた法人化 50 周年を契機としてこれまでの事業を振り返りながら、また、令和 2 年度を初年度とする第 3 次水戸市地域福祉活動計画及び水戸市社会福祉協議会 発展・強化計画を中期的な計画の土台としながら、本会の組織、財務、事業について、近年の社会環境や地域コミュニティの現状を再確認した結果を反映させ、地域の福祉ニーズに対応できるよう新たな社会貢献活動を目指して、公共性の高い社会福祉法人としての責務を果たすため、新たな経営改善計画をここに策定する。

【現状と課題】

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
総務企画課所管	理事会、評議員会、委員会、監査、評議員選任・解任委員会	理事会、評議員会、委員会、監査、評議員選任・解任委員会を開催し、本会の組	役員等に対する情報提供が不十分であり、議論が深まらない傾向があるため、	理事・評議員等への情報提供の増加

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
業	の開催	織運営を適正かつ活発に行うため取り組む。	社協の現状や課題に対して積極的に提案し、意見や提案を促しながら各地域団体との協働や連携につなげる必要がある。	議案の定型化
	第3次水戸市地域福祉活動計画及び水戸市社協発展・強化計画の推進	2020年度から2023年度までの第3次計画に基づき事業を推進する。	中期的な計画であるため、単年度実施計画の作成と実施計画に基づく着実な推進、実施結果の評価体制の構築が必要である。	計画の着実な実施、評価・効果の測定
	水戸市福祉ボランティア会館の運営	福祉ボランティア会館を運営する。福祉ボランティアの活動拠点・ボランティア養成事業・施設貸出し業務等を行う。	ボランティアの拡大と活性化、会館夜間利用者の増加対策等が必要。	利用者数の対前年比100%以上
	広報誌発行 ホームページの更新 SNSを活用した広報活動の展開	(広報誌発行) 「みんなのしあわせ」として発行し、各世帯に年4回配布。 (ホームページの更新) 行事等の実施に合わせた事前告知及び実施事業の紹介等 (SNS活用) ホームページは更新頻度を高くし常に新しい情報を提供するとともに、フェイスブックとの連携を図る。	(広報誌発行) 各町内会を通しての配布のため、全世帯へは届けられない。 (ホームページの更新) 取材を行い随時更新するための作業時間がかかる。 (SNS活用) フェイスブックのリーチ数を増やすとともに、フェイスブック以外のSNSの活用を検討する必要がある。	ホームページの更新頻度の向上 フェイスブックのリーチ数を増やす
	社会福祉大会開催	福祉功労者の顕彰を中心に福祉意識の啓発と高揚を図るため、毎年開催している。	現在は福祉関係者の参加が中心であるが、今後は広く市民の参加を得るイベント内容や会場の確保が必要。	福祉啓発の場としての定着
	『みんなの福祉のまちづくり憲章』の唱和	日頃から福祉及び福祉のまちづくりへの関心を高めてもらうために、地域のイベントや会議等で唱和	唱和の有無について支部ごとに差がある。	全支部事業での憲章唱和

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
		を行う。		
	役職員研修会の開催及び参加	役職員の資質の向上を図るための研修を企画するほか、関係団体が開催する研修会に参加する。	本会の研修計画に基づく職員一人ひとりのスキルや能力に応じた企画・実施が必要。	研修の評価・効果の測定
地域福祉課所管事業 (地域福祉推進関係)	34支部の運営	地区内の市民福祉向上のため、町内会長を始め住民代表者等を福祉員に委嘱して支部を組織化し、地域福祉活動を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎年交代する福祉員が多い ② 支部運営に専念できる人材の確保 ③ 活動内容のマンネリ化 ④ 他関連団体との連携 ⑤ 市民の福祉意識の向上 ⑥ 地域福祉ニーズに対応できる支部運営基盤整備(公共施設の利用等) 	福祉員活動内容の周知徹底、支部と事務局との関わり方を深める。
	会員会費募集	一般会員(世帯) 年間 500 円以上 特別会員(個人) 年間 1,000 円以上 賛助会員(篤志家・企業) 年間 5,000 円以上 団体会員(社会福祉施設・社会福祉団体) 年間 3,000 円以上	<ul style="list-style-type: none"> ① 実績の減少傾向が続いている。 ② 町内会を通しての拠出のため、町内会加入世帯が増えないことが実績に影響している。 ③ 町内予算からの一括拠出が多く、拠出額の固定化が見られる。 ④ 団体会員、賛助会員は増加傾向にあるので、募集強化に取り組む。 	賛助会員・団体会員数対前年比 100%以上 会費目的の周知
	共同募金募集	戸別・法人・街頭・イベント募金他	社会経済情勢等の影響により募金額は減少している。	目標額の達成
	金婚祝賀会(自主・市分担金)	結婚 50 年を迎えるご夫妻を招待	申請制をとっているため、該当者であっても参加できない方がいる。参加者は減少傾向	参加者の対前年比 100%以上
	敬老会開催	地区ごとに支部や女性会等が主体となって 75 歳以上の高齢者	① 招待者が年々増加するため開催会場の選定が困難	敬老会のあり方の決定

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
		を祝賀招待	② 低出席率による行事内容を含めた開催意義等の再検討 ③ 主催者側の高齢化による負担感の増大	
	福祉機器貸出事業	使用しなくなった車いす等を受け入れ、修繕消毒を行い希望者に貸し出しする	申請方法の検討	貸出数の対前年比 100%以上
	福祉相談所の運営	心配ごと相談所、結婚相談所(みとマリッジセンター)の運営	時代に合った相談形態や事業企画の検討	相談数の対前年比 100%以上 結婚相談所のあり方の決定
	歳末たすけあい援護事業	歳末たすけあい募金から、援護の必要な方への世帯配分と歳末地域たすけあい事業に対する団体配分	① 市民への周知方法 ② 世帯配分及び地域配分対象の範囲の妥当性	配分基準の見直し
	いきいき交流センターの運営	いきいき交流センター(7館)、高齢者の教養講座、健康増進や介護予防、多世代交流事業等	① 利用者の固定化が見られるため、新規利用の拡大 ② 介護予防などのための新たな取り組み ③ 施設環境にあった教室の運営 ④ 多世代交流事業の促進	新規利用者の増加 多世代交流事業の拡大 教室内容の見直し
	生活支援体制整備事業	住民主体の助け合い活動が推進されるよう、生活支援コーディネーターを配置し、支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業等と連携し、地域課題を議論する場(協議体)をつくり、地域での支え合い活動を展開	① 協議体の設置 ② 地域の生活課題を解決するサービスの開発まで至っていない。 ③ 住民の負担感の軽減	協議体の設置 新たな社会資源の創設
	高齢者生活支援サポーター養成研修事業	要支援者等の介護予防及び地域における自立した日常生活の支援を図るため、掃	研修内容の更なる質の向上	生活支援サービスの担い手の養成

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
		除、洗濯、買い物支援等に係るサービスの担い手を養成する。		
地域福祉課所管事業 (ボランティア関係)	相談事業	ボランティアコーディネーターによるボランティアに関する相談や情報提供、ニーズに対する調整・紹介等	各種ボランティア活動団体や個人との連携、活動者の把握、福祉分野以外の情報収集	相談数の対前年比 100%以上
	養成講座	ボランティアに対する理解を深め活動につなげるために、手話・点字・要約筆記や地域・自宅・様々なところで活動できる、各種のボランティア養成講座を開催	地域ボランティアを養成するための魅力ある講座の開催	ボランティア数の増加、ボランティアサークルの増加
	ボランティア活動費助成	サークル活動費やボランティア活動保険加入料の一部を助成	県社協及び本会ボランティア基金利息の減少により、活動費の継続助成	助成数の対前年比 100%以上
相談支援課所管事業	権利擁護サポートセンター	県央地域成年後見支援事業(定住自立圏構想に基づく) 制度の普及啓発、制度に関する相談支援、市民後見人の養成及び活動支援、法人後見の受任等	① 定住自立圏の行政の取り組みは、水戸市を含む県央地域 9 市町村及び 9 市町村社協との地域差を踏まえた意識の統一化、連携体制が課題 ② 市民後見人の後見監督人としての業務が増加する見込み ③ 法人後見については受任数を決める基準が不明瞭(現在は 3 人で約 20 件) ④ 令和 3 年度に向けて成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの中心的役割を担う「中核機関」に対する調査・研究	法人後見数の増加 市民後見人の増加 相談数の対前年比 100%以上 市町村申立て件数の増加 中核機関の委託

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の金銭管理サービス等を提供し日常生活を支援	生活保護受給者や精神障害者の増加により利用希望者が増え、支援体制の見直しが必要	契約数の対前年比 100%以上
	自立相談支援室	生活困窮者自立支援法に基づく事業 ・自立相談支援事業 ・学習支援事業	(自立相談支援) ① 社会経済情勢の影響等により相談が増加しており、住宅確保給付等を通じた継続的な支援が必要。 ② 中間的就労の場の確保及び支援が必要 (学習支援) ① 学習支援の対象地域の拡大及び学習支援ボランティアの確保 ② 対象者世帯の生活面での支援強化 ③ 職員体制の見直し	相談数の対前年比 100%以上 拠点の拡大 利用者・ボランティアの増加
	相談支援及び資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	社会経済情勢の影響等により相談が増加しているが、資金の種類によって条件の差がありわかりにくい。また、貸し付けた後の継続的な支援が必要	丁寧・迅速な貸付対応
	障害者生活支援センター 障害者就業・生活支援センター	障害者生活支援業務 在宅の障害者の一般的な相談、計画相談 雇用安定等事業 生活支援等事業 求職者及び在職者の相談支援、職場定着支援、企業からの相談等	複合的な課題を抱えた利用者の計画相談支援の増加 相談支援専門員のスキル向上 就労支援や支援者の生活の立て直しの支援内容がまだ少ないため、支援法人等(一般企業含む)の開拓が必要	相談数の対前年比 100%以上 支援法人の増加
	基幹型相談支援センター	基幹型相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う。	令和2年10月から開始。 総合的な相談体系、相談支援事業所との連携体制を構築する	安定的な体制整備

区分	事業名	概要	課題等	目標指標
			ことが課題	
生活 支援 課所 管事 業	高齢者施設及び 障害者施設の運 営	身体障害者生活支援 施設いこい 身体障害者福祉セン ターつどい 福祉作業所むつみ 身体障害者デイサー ビスあかつか 開江老人ホーム 老人デイサービスあ かつか 障害者教養文化体育 施設水戸サン・アビ リティーズ	生活支援施設におい ては、安定的な利用 者確保及び重度者増 加に伴う安全安心な 対応が必要である。 また、職員の人権意 識を高めながら、知 識とスキルの更なる 向上を目指し、信頼 感のある施設運営に 努める必要がある。	利用率の向上 困難事例の積 極的な受入
	その他の事業	一時預かり事業所あ かつか居宅介護支援 事業 訪問サービス事業所 みらい 介護保険認定調査事 業	安定的な利用者確 保、中立公平な立 場・視点を持った適 正な事業運営に努め る。また、ヘルパー や調査員等の人材確 保に課題がある。	利用率の向上 困難事例の積 極的な受入
就労 支援 課所 管事 業	障害者施設の運 営	身体障害者就労支援 施設のぞみ 知的障害者就労支援 施設はげみ 知的障害者就労支援 施設みのり	就労支援施設におい ては、安定的な利用 者の確保及び一般就 労に向けての支援強 化並びに工賃アップ につなげるための作 業収益の確保が必 要。	利用率の向上 平均工賃の対 前年比 100% 以上
	その他の事業	就労支援事業所水戸 市リサイクルセンタ ー 就労支援事業所あか つつか 知的障害者等生活訓 練事業	施設管理施設と同様 に、安定的な利用者 の確保及び一般就労 に向けての支援強化 並びに工賃アップに つなげるための作 業収益の確保が必要 である。また、将来的 な地域における暮ら しを支える取り組み が必要である。	利用率の向上 平均工賃の対 前年比 100% 以上

【改革の視点及び改革方針】

(1) 改革の視点

ア 社協に求められる役割

合併時に示された以下の 5 つの要点を改革の重点な視点として位置づけることによって、合併効果を最大限上げられるよう各種事業の推進を図る。

- ・ 地域福祉の推進を図る団体として事業を積極的に企画・実施することにより、市民福祉の向上に寄与すること
- ・ 公共的団体の立場から行政と民間の長所を生かしながら、市の政策に沿った公共性の高い事業及び信用・信頼が必要な事業等を、柔軟かつ効果的・効率的に運営すること
- ・ 先駆的な事業等を実施し、民間事業者等に対する先導的な役割を担うこと
- ・ 行政の補完的・代替的な組織として、市の福祉政策の一翼を担うこと
- ・ 福祉に関する専門的な運営、専門性の高いサービスを提供すること

イ 福祉のまちづくり推進計画(地域福祉活動計画)に基づく法人事業展開

福祉のまちづくり推進計画は、今後の社協の事業運営方針であるとともに、地域住民や民間団体の協働計画という側面をもつものであり、市地域福祉計画と一体となって、それぞれの役割のなかで地域福祉を進めていくための重要な柱である。

(2) 改革方針

ア 組織

社協は、公共性が高く、かつ民間団体としての性格を合わせ持っており、主体的な経営判断が求められる。社会福祉法人としての経営責任を果たしていくためには、理事会や評議員会をはじめ事務局体制の整備強化、運営の透明性を確保していく必要がある。

(ア) 役員・評議員・委員会委員の役割と機能の向上

様々な研修会等に参加し役員等の資質向上を図ることによって、組織運営等の機能の向上に努める。

(イ) 社協会員制度の確立

社協会員制度のなかで、特に各世帯が加入する一般会員、個人が加入する特別会員の加入促進とともに、賛助会員及び団体会員の加入促進にも努める。

(ウ) 事務局体制の整備

- ① 事業の確実な推進を図るため、5課体制による推進体制を確立する。
- ② プロパー職員だけでなく、再雇用職員や嘱託職員等を効率的・効果的に配置し、法人全体の経営状況を見極めながら職員体制を整備する。
- ③ 職員の資質向上を図るため、社会福祉士や介護福祉士等の専門職の資格取得に努めるとともに、全社協・県社協等主催の研修に積極的に参加する。また、内部研

修の充実に努める。

イ 財務

社協運営の財源は、公的補助金のほか、自主活動財源は、主に各世帯からの拠出による会員会費と共同募金である。社会経済状況の低迷や町内会への世帯加入率の低下等は、少なからず実勢に影響を及ぼしていると考えられるので、地域福祉活動を一層充実するためにも、諸課題を解決し財源を安定的に確保する必要がある。

また、施設及び事業の財源は、大きく区分すると受託金収入と介護保険事業等収入(自主財源)になる。受託金収入については自立支援給付金や措置費といった特定財源があるものについても、一部において市の一般財源の補填を受けている。介護保険事業等収入や自立支援給付費などの法で定められた報酬のみによって運営している施設及び事業は、安定的な経営状態を保つために適正な利用率に基づく収入を確保し、管理経費等の支出を抑制していかなければならない。会計処理を適正に行いながら、施設及び事業単位の収支のみならず法人単位の財務状況を考えたうえで、財政計画等の立案をする必要がある。

(ア) 自主活動財源の確保と増強

- ① 広報活動や集会行事等の機会を通じて、福祉意識の啓発に努め、創意工夫を図りながら、自主財源の安定的確保に努める。
- ② 社協会員会費をはじめとした自主財源増強のための財政に関する対策を検討する。

(イ) 安定的経営への取り組み

- ① 財務状況を分析し経営課題を明確にするために、事業別に目指すべき方向性を明確にし、事業内容の見直しや充実を図り、適正な事業収入の目標額を定めることにより、安定的収入の確保を目指す。

ウ 事業

社協は、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動等を通して、市民福祉の向上を図っていく組織である。これまで、地域福祉推進の中核となっている支部活動、ボランティアセンターにおけるボランティアの養成と活動の振興などに加え、障害者や高齢者等を対象とした福祉サービスも展開している。また、年々行政からの受託事業も多くなっており、本会の目指すべき方向性を見極めながら、本会が持つ機能と関係機関等の社会資源とを効果的にネットワーク化し、地域福祉を推進する必要がある。

(ア) 福祉意識の啓発

- ① 市民による福祉のまちづくり意識の高揚を図るため、「みんなの福祉のまちづくり憲章」を様々な機会を活用する。
- ② 水戸市社会福祉大会を開催し、福祉啓発活動の定着化を図る。
- ③ 多様な広報媒体を活用し、福祉情報を様々な世代の市民に届ける。

(イ) 地域福祉推進活動の強化

- ① 地域福祉推進の中核となっている支部活動を充実するため、支部組織の強化、関係団体との連携、住民の福祉意識の高揚を図る。
- ② 生活支援コーディネーターを配置し、社協支部、地域住民、地域組織、行政、各種団体、企業等と連携し、地域課題を協議する場(協議体)をつくり、地域での支え合い活動を展開する。

(ウ) ボランティアの養成と活動の振興

- ① ボランティア講座や研修等を充実し、ボランティアの拡大に努め、市民の参加を促進していくとともに、福祉ボランティア会館の機能を生かし、相談窓口であるボランティアセンターの充実に努める。
- ② ボランティアセンターは福祉分野の活動が中心であるが、福祉分野以外の教育、環境、スポーツ、NPO法人等幅広い分野の活動と相互連携できる機能を高めていくためにも、行政や関係機関と連携していく。
- ③ 災害時の避難所や被災後の生活支援においては、ボランティアの果たす役割と期待は大きいため、災害支援ボランティアの登録を推進するとともに、水戸市社会福祉協議会災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づく運営訓練を随時実施し、実際の支援に備える。

(エ) 相談支援体制の充実

- ① 日常生活のあらゆる心配ごとや悩みごとに対応するために、「心配ごと相談所」を設置するとともに、専門的な福祉相談窓口として、障害者生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、生活困窮者自立相談支援室、権利擁護サポートセンターにおいて、総合的な相談支援体制を構築する。

(オ) 指定管理者としての施設運営の充実（障害者・高齢者）

- ① 指定管理者として指定された施設については、仕様書に基づいた各施設の特徴を生かしながら、広報啓発し、利用拡大及びサービスの質の向上に努めていく。
- ② 特に、障害者や高齢者を対象にした福祉サービス事業所においては、利用者の人格を尊重し、能力に応じた地域生活支援を行う。

⑧事業のあり方について

【意見】

(イ) 老人デイサービスセンターあかつかのあり方について

老人デイサービスセンターあかつかは、市が設置し、指定管理者として社協に運営を委託している事業であり、委託費は利用料金制となっている。直近の経常増減差額は、赤字となっており、当該施設の運営は、社協の負担となっている。老人デイサービスは、民間でも実施している事業であり、社協が、施設設置コストを負担しない中で赤字を出しながら

ら継続していく必要性は高くないものとも考えられる。設置主体は市であることから、市と協議し、老人デイサービスセンターあかつかのあり方に検討を行うべきである。

【意見】

(ロ) 開江老人ホームの活用について

開江老人ホームは定員 110 名の養護老人ホームであり、直近 3 年間の月別延べ利用者数は以下の通りとなっている。

(平成 30 年度)

(単位 名、日)

	措置者			短期入所		
	延人数	開所日数	1 日平均	延人数	開所日数	1 日平均
4 月	2,417	30	80.6	18	30	0.6
5 月	2,475	31	79.8	24	31	0.8
6 月	2,374	30	79.1	10	30	0.3
7 月	2,387	31	77.0	20	31	0.6
8 月	2,256	31	76.0	0	31	0
9 月	2,285	30	76.2	0	30	0
10 月	2,365	31	76.3	79	31	2.5
11 月	2,284	30	76.1	139	30	4.6
12 月	2,329	31	75.1	128	31	4.1
1 月	2,240	31	72.3	69	31	2.2
2 月	1,979	28	70.7	32	28	1.1
3 月	2,130	31	68.7	93	31	3.0
合計	27,621	365	75.7	612	365	1.7

(令和 1 年度)

(単位 名、日)

	措置者			短期入所		
	延人数	開所日数	1 日平均	延人数	開所日数	1 日平均
4 月	2,092	30	69.7	85	30	2.8
5 月	2,201	31	71.0	36	31	1.2
6 月	2,119	30	70.6	43	30	1.4
7 月	2,160	31	69.7	21	31	0.7
8 月	2,100	31	67.7	15	31	0.5
9 月	2,065	30	68.8	23	30	0.8
10 月	2,013	31	64.9	74	31	2.4
11 月	1,933	30	64.4	32	30	1.1
12 月	1,950	31	62.9	64	31	2.1
1 月	1,937	31	62.5	72	31	2.3
2 月	1,805	29	62.2	98	29	3.4
3 月	1,863	31	60.1	87	31	2.8
合計	24,238	366	66.2	650	366	1.8

(令和2年度)

(単位 名、日)

	措置者			短期入所		
	延人数	開所日数	1日平均	延人数	開所日数	1日平均
4月	1,770	30	59.0	61	30	2.0
5月	1,865	31	60.2	4	31	0.1
6月	1,728	30	57.6	4	30	0.1
7月	1,736	31	56.0	13	31	0.4
8月	1,689	31	54.5	12	31	0.4
9月	1,567	30	52.2	52	30	1.7
10月	1,596	31	51.5	40	31	1.3
11月	1,551	30	51.7	30	30	1.0
12月	1,612	31	52.0	1	31	0.03
1月	1,608	31	51.9	64	31	2.1
2月	1,513	28	54.0	72	28	2.6
3月	1,676	31	54.1	18	31	0.6
合計	19,911	365	54.6	371	365	1.0

平成30年度は定員に対する入所者の割合が70%であったものの、令和1年度は61%、令和2年度は55%とその率は下がっており、未活用の空き室が増加している。

当該施設は、養護老人ホームとして、措置入所のために設置されているものであり、措置実施機関である市が措置を行わない限り、入所者を募集しうるものではない。

一方、厚生労働省は、「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な促進について」（令和元年7月2日老高発0702第1号）において、定員に対して20%の範囲内であれば、「住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年法律第24号）により、住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する観点から、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなったほか、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）によって掲げている地域共生社会の実現に当たっては、住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されていることから、契約により入所が可能であることを明記している。

施設の利用状況を勘案し、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームを含めた広域的な施設の活用などを行った上で、施設を有効活用する観点から、契約入所による活用も検討していくべきである。

【意見】

(二) 新型コロナウイルス感染症関連融資制度に対するフォロー体制を整備すべきこと

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少した家庭に向けて、生活福祉資金の特例貸付として緊急小口資金と総合支援資金の融資制度が設けられ、社協がその窓口となっている。

令和1年度には、緊急小口資金の申請件数25件、3,750,000円であったが、令和2年度には、以下のようにその申請件数は著しく増加している。

資金種類	受付件数（件）	申込金額（円）
緊急小口資金特例貸付	1,879	335,000,000
総合支援資金特例貸付	1,866	870,765,000
総合支援資金特例貸付延長貸付	548	242,030,000
総合支援資金特例貸付再貸付	326	148,830,000
申込受付合計	4,619	1,596,625,000

これらは融資であり、令和4年12月末までの据置期間の延長はなされているが、それ以後、債権回収が始まることとなる。

債権の回収にあつては、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することのできる取扱いはあるものの、債権回収業務や債権償還を免除したとしても生活困窮者のその後の生活をフォローする機会は、著しく増加することが予想される。

社協は、更に、市の生活困窮者をフォローし、支援できる体制を強化していくことも検討されたい。

(2) 一般社団法人水戸観光コンベンション協会

①概要

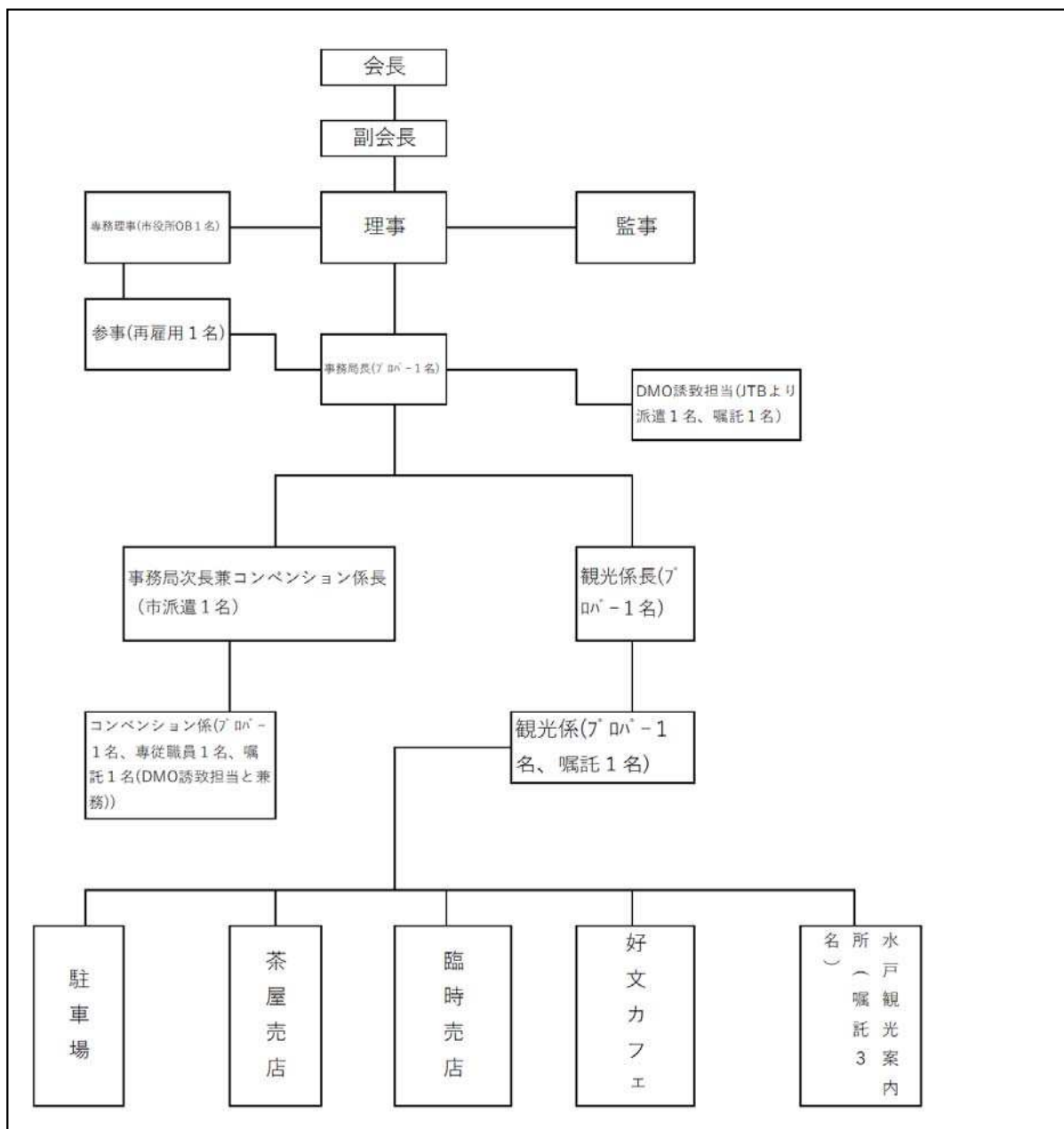
一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下、「観光協会」という。）は、昭和45年7月10日に、水戸市及び周辺地区の観光事業及びコンベンション事業の健全なる振興を図り、産業経済の発展と文化の興隆に資し、もって公共の福祉増進に寄与することを目的として、設立された。

この目的を達成するため、定款では次の事業を行うこととしている。

- (1) 国内外からの観光客の誘致並びにコンベンションの誘致及び支援
- (2) 水戸市及び周辺地区の観光地並びにコンベンション施設の紹介宣伝
- (3) 観光及びコンベンション情報の収集及び提供
- (4) 観光及びコンベンションの関係機関、関係団体及び関係事業者との連絡協調
- (5) 観光及びコンベンションに関する調査研究
- (6) 観光施設の整備運営及び受託運営並びに観光地美化の推進
- (7) 観光及びコンベンション事業者及びその従事者の資質向上並びに接客改善の指導
- (8) 国内外観光客及びコンベンション関係者の受入体制の整備促進
- (9) 観光及びコンベンションに関する出版物の刊行
- (10) 水戸観光案内所等の運営
- (11) 観光土産品の宣伝及び販路拡大並びに改善指導
- (12) 水戸のまつり及びイベント等の開催並びにその他年中行事の育成保存
- (13) 駐車場並びに売店の運営
- (14) 国又は地方公共団体に対する献策及び協力
- (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

②組織

令和2年度の組織体制は、以下のとおりである。



③財政の状況

平成30年度から令和2年度における財政状況は、以下のとおりである。

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
資産の部			
流動資産	19,830	7,351	86,913
現金預金	12,060	4,451	73,372
未収入金	7,527	2,196	10,642
仮払金	242	703	2,898
固定資産	11,870	2,935	1,883
特定資産	10,492	1,492	500
退職給付引当資産	9,022	22	500
預り敷金引当資産	1,470	1,470	—
その他固定資産	1,378	1,433	1,383
建物	44	0	0
設備	0	0	0
構築物	22	0	0
ソフトウェア	815	630	446
什器備品	277	567	367
電話加入権	218	218	218
保険積立金	—	27	351
資産合計	31,701	10,287	88,796
負債の部			
流動負債	19,299	16,229	86,923
未払金	17,357	14,010	20,052
未払消費税等	1,348	—	883
未払法人税等	82	82	82
預り金	510	2,136	65,905
固定負債	10,492	1,492	500
退職給付引当金	9,022	22	500
預り資金	1,470	1,470	—
負債合計	29,791	17,721	87,423
正味財産の部			
一般正味財産	1,909	△7,434	1,373
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
正味財産合計	1,909	△7,434	1,373
負債及び正味財産合計	31,701	10,287	88,796

(正味財産増減計算書)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益	189,725	149,340	180,930
受取会費	7,488	7,288	7,682
事業収益	94,315	59,299	50,750
受取補助金等	81,322	76,092	116,609
雑収益	6,599	6,660	5,888
經常費用	188,072	167,602	172,040
事業費	177,119	156,042	161,654
人件費	61,313	57,254	59,694
委託費	36,972	40,501	52,870
使用料及び賃借料	4,408	4,959	3,663
工事請負費	4,841	1,454	547
原材料費	35,147	20,700	13,027
負担金及び補助金	4,188	4,573	15,470
減価償却費	294	458	384
その他事業費	29,953	26,139	15,995
管理費	10,952	11,560	10,385
人件費	6,122	6,511	6,521
使用料及び賃借料	1,892	2,206	1,750
委託料	534	527	132
その他管理費	2,403	2,314	1,982
当期經常増減額	1,653	△18,262	8,889
經常外増減の部			
經常外収益	—	9,000	—
經常外費用	—	—	—
經常外増減額	—	9,000	—
税引前当期一般正味財産増減額	1,653	△9,262	8,889
法人税、住民税及び事業税	82	82	82
当期一般正味財産増減額	1,571	△9,344	8,807

④市の関与の状況

平成 30 年度から令和 2 年度における市の関与の状況は、以下のとおりである。

項目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
補助金(円)	81,322,254	76,092,241	116,509,410
市からの派遣職員(名)	2	2	1

⑤実施事業の状況

実施事業の状況は、以下のとおりである。

会員の拡充に関する事業	
観光客誘致及び広報宣伝に関する事業	
水戸の梅酒まつり	
水戸の新酒まつり	
水戸納豆早食い世界大会	
観光客受入体制の充実とおもてなし意識の高揚	
コンベンションの誘致推進	
インバウンド観光(国際観光)の推進	
水戸観光案内所の運営	
広域観光事業の推進	
観光諸行事の開催及び関連事業への支援協力	
水戸の桜まつり	主催
水戸のつつじまつり	主催
水戸黄門まつり	主催 (実行委員会事務局)
水戸の萩まつり	主催
水戸の梅まつり	主催 (実行委員会事務局)
磯節全国大会	主催
水戸のあじさいまつり	支援
水戸の菊花展	支援
収益事業	
常磐町(偕楽園下)駐車場	市から指定管理
千波湖西駐車場	
梅まつり期間中の臨時駐車場	
好文茶屋	
好文カフェ	
千波湖・桜川レンタサイクル	
水戸駅北口・南口レンタサイクル	
臨時売店	
みとちゃん関連グッズや「水戸の城下町MAP」の販売	

【観光宣伝事業】

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
経常増減の部			
経常収益	36,479	37,510	43,266
受取補助金等	36,411	36,858	43,236
受取地方公共団体等補助金	36,411	36,858	43,236
雑収益	68	652	30
経常費用	49,308	48,314	45,498
事業費	49,308	48,314	45,498

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	人件費	35,630	34,121	38,211
	委託費	1,133	1,450	1,076
	負担金及び補助金	2,957	3,188	2,076
	その他事業費	9,587	9,553	4,134
	当期経常増減額	△12,829	△10,803	△2,232

【水戸観光案内所運営事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	7,456	7,278	9,083
	受取補助金等	7,454	7,204	9,082
	受取地方公共団体等補助金	7,454	7,204	9,082
	雑収益	2	73	1
	経常費用	9,071	9,328	9,215
	事業費	9,071	9,328	9,215
	人件費	6,787	7,204	7,554
	委託費	1,629	1,140	1,086
	その他事業費	654	983	574
	当期経常増減額	△1,615	△2,049	△132

【ホスピタリティー事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	2,200	2,091	293
	受取補助金等	2,200	2,091	293
	受取地方公共団体等補助金	2,200	2,091	293
	経常費用	3,074	2,169	293
	事業費	3,074	2,169	293
	報償費	2,019	1,339	147
	工事請負費	416	552	—
	その他事業費	638	277	146
	当期経常増減額	△874	△78	—

【水戸駅レンタサイクル事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	1,921	1,699	1,166
	事業収益	1,921	1,699	1,166
	駅レンタルサイクル事業収益	1,921	1,699	1,166

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常費用		1,960	1,886	1,478
事業費		1,960	1,886	1,478
委託費		1,421	1,528	1,109
修繕費		523	316	367
その他事業費		15	40	1
当期経常増減額		△38	△187	△312

【水戸の花まつり等事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
経常収益		5,085	6,333	12,133
事業収益		—	—	8,983
夜梅祭事業収益		—	—	8,983
受取補助金等		4,115	3,561	2,198
受取地方公共団体等補助金		4,115	3,561	2,198
雑収益		970	2,771	951
経常費用		7,118	9,570	11,662
事業費		7,118	9,570	11,662
報償費		783	2,511	387
委託費		3,355	5,474	10,422
使用料及び賃借料		—	—	300
工事請負費		1,602	177	—
その他事業費		1,376	1,407	551
当期経常増減額		△2,033	△3,237	471

【DMO／インバウンド事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
経常収益		12,451	9,204	6,000
受取補助金等		12,451	9,194	6,000
受取地方公共団体等補助金		12,451	9,194	5,850
受取他団体補助金		—	—	150
雑収益		—	10	—
経常費用		12,451	9,194	6,000
事業費		12,451	9,194	6,000
人件費		10,800	7,800	3,900
委託費		792	970	2,065
旅費		676	211	34
その他事業費		181	212	—
当期経常増減額		—	10	—

【コンベンション関係運営費】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
経常収益		10,557	9,580	6,650
	受取補助金等	9,300	8,300	5,221
	受取地方公共団体等補助金	9,300	8,300	5,221
雑収益		1,257	1,280	1,428
	コンベンション部会費収入	1,200	1,280	1,320
	その他	57	—	108
経常費用		11,657	10,496	7,894
事業費		11,657	10,496	7,894
	人件費	7,916	8,127	6,129
	委託費	684	—	—
	旅費	456	220	—
	消耗品費	673	208	1,296
	負担金及び補助金	1,231	1,385	200
	減価償却費	241	295	251
	その他事業費	454	258	17
当期経常増減額		△1,100	△916	△1,243

【GoTo キャンペーン in MITO 事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
経常収益				40,964
	受取補助金等			40,964
	受取地方公共団体等補助金			40,964
経常費用				40,964
事業費				40,964
	人件費			3,900
	委託費			21,970
	負担金及び補助金			13,194
	その他事業費			1,899
当期経常増減額				—

【Yell Mito プロジェクト事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
経常収益				1,045
	受取補助金等			1,045
	受取地方公共団体等補助金			1,045
経常費用				1,045

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	事業費			1,045
	委託費			220
	印刷製本費			541
	手数料			240
	その他事業費			44
	当期経常増減額			—

【地産イベント事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	9,169	3,238	232
	事業収益	5,403	1,438	—
	梅酒まつり事業収入	4,311	—	—
	新酒まつり事業収益	1,091	1,438	—
	受取補助金等	1,500	1,500	—
	受取地方公共団体等補助金	1,500	1,500	—
	雑収益	2,265	300	232
	経常費用	7,655	2,918	—
	事業費	7,655	2,918	—
	報償費	431	40	—
	委託費	3,156	1,047	—
	消耗品費	463	90	—
	印刷製本費	896	664	—
	原材料費	2,181	886	—
	その他事業費	526	188	—
	当期経常増減額	1,513	320	232

【駐車場管理運営事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	40,216	27,899	18,690
	事業収益	40,034	27,721	18,582
	駐車場事業収益	39,502	27,267	18,204
	千波湖・桜川レンタサイクル事業収益	532	454	378
	雑収益	181	178	107
	経常費用	29,822	33,321	19,255
	事業費	29,822	33,321	19,255
	人件費	178	—	—
	委託費	20,132	25,343	12,167
	使用料及び賃借料	2,701	3,250	2,643
	工事請負費	2,630	656	547

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	光熱水費	1,579	1,464	1,340
	租税公課	525	528	1,156
	保険料	689	688	615
	減価償却費	28	66	—
	その他事業費	1,356	1,322	785
当期経常増減額		10,394	△5,421	△564

【売店等管理運営事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	45,142	26,403	19,782
	事業収益	43,780	25,235	18,826
	売店等事業収益	43,780	25,235	18,826
	雑収益	1,362	1,167	955
	経常費用	40,686	25,418	17,048
	事業費	40,686	25,418	17,048
	委託費	3,486	2,488	2,210
	使用料及び賃借料	989	1,225	386
	原材料費	32,966	19,813	13,027
	光熱水費	882	859	752
	租税公課	1,397	218	100
	減価償却費	24	—	—
	その他事業費	938	813	569
当期経常増減額		4,456	984	2,733

【好文カフェ管理運営事業】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	3,175	3,204	3,191
	事業収益	3,175	3,204	3,191
	好文カフェ事業収益	3,175	3,204	3,191
	雑収益	—	0	0
	経常費用	1,690	1,660	1,297
	事業費	1,690	1,660	1,297
	委託費	713	778	540
	使用料及び賃借料	328	328	328
	光熱水費	512	549	425
	その他事業費	137	3	3
当期経常増減額		1,484	1,543	1,894

【法人会計】

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部			
経常収益	13,270	13,080	18,428
受取会費	7,488	7,288	7,682
正会員受取会費	7,488	7,288	7,682
受取補助金等	5,291	5,782	8,566
受取地方公共団体等補助金	5,291	5,782	8,566
雑収益	491	10	2,180
経常費用	10,952	11,560	10,385
管理費	10,952	11,560	10,385
人件費	6,122	6,511	6,521
使用料及び賃借料	1,892	2,206	1,750
委託料	534	527	132
その他管理費	2,403	2,314	1,982
当期経常増減額	2,317	1,520	8,042

⑥事務処理について

【指摘事項】

(イ) 財政状態の改善に努めるべきこと

直近3年間の貸借対照表を見ると、財政状態は極めて脆弱であり、令和1年度には7,434千円の債務超過状態となっている。市からの補助金の入金タイミングにより資金繰りを回しているが、極めて危険な状態である。早急な財政状態の改善が必要である。

【指摘事項】

(ロ) 契約条件変更時の法人の意思決定については是正すべきこと

好文茶屋の運營業務について外部委託を実施しているが、好文茶屋の売上金額について2か月分運営会社が保留していた。委託契約においては、日々の売上金額は夜間金庫に入金することとなっていたが、担当者間の話し合いのみで売り上げの2か月分を運営会社が所持することとなっていた。経済的実体としては運営会社に対する貸付に相当するものであり、協会としての正式な意思決定なく新たな取引を実施することには内部統制上問題がある。

包括外部監査における往査時点においては契約通り日々の売上金額が協会へ送金されるよう変更されたとのことであるが、今後の協会運営において契約条件の変更等については

協会としての意思決定が必要である。

【指摘事項】

(ハ) 適正に会計処理すべき事項

令和3年度末の貸借対照表の現預金勘定の中に、上述の好文茶屋の2か月分の運営会社が所持している3,377,890円が含まれている。勘定科目は、会社の財政状態や損益状況を正確に理解するために、適正に処理されなければならないものである。現預金は、会社が支払い手段として、随時使用できる資産であるものであるとの表示であるのに対し、貸付金は回収してから支払い手段となりうるという債権であり、貸付金を現預金として開示している状況は、適正ではない。適正な会計処理を行う必要がある。

また、日々の記帳の中で、普通預金通帳と普通預金勘定の元帳で、差が生じているまま、処理が進められている。現金及び預金は、不正や誤謬が生じやすい性質のものであり、日常業務において、現金出納帳や預金通帳と元帳の突合を随時行い、適正性を検証していく必要がある。

【指摘事項】

(ニ) 退職手当の制度の生命保険契約利用については是正すべきこと

職員の退職手当の支給に備え生命保険契約を締結している。保険の内容については保険契約者が協会、被保険者は職員であり、死亡保険金受取人は被保険者、満期返戻金の受取人は協会となっている。

協会において退職手当の支給をするため、水戸商工会議所の特定退職金共済制度及びアクサ生命保険株式会社とユニット・リンク保険を利用している。

ユニット・リンク保険の契約期間について被保険者である職員の年齢が65歳の時となっているが、現行の職員就業規則において、職員の定年は年齢が満60歳としているため、定年退職時における退職手当支給の資金対策としては活用できないものとなっている。担当者からのヒアリングによると、将来的な定年延長を見越した生命保険契約とのことであるが、定年退職年齢の変更がなされていない現状においては単なる職員への福利厚生となってしまう。

そのため、将来の退職手当の支給に際して当該生命保険契約を利用することは不適當であり、退職手当支給に備えるための方策として生命保険契約を利用することは見直しをすべきである。

【指摘事項】

(ホ) 外部積立の退職手当の返還については是正すべきこと

一般社団法人水戸観光コンベンション協会職員退職手当規程第5条において、「商工会議所及びアクサ生命から支給される退職金の額が第6条から第8条までの規定によって算出された退職手当の額を下回る場合は、その差額を本会が直接支給し、商工会議所及びアクサ生命から支給される額が上回る場合は、その差額を本会に返還するものとする」と定めている。

水戸商工会議所の特定退職金共済制度は給付金の受け取りは加入従業員を前提としており、法人の規程において退職手当規定額を超過する金額を協会へ戻すと定めることは、水戸商工会議所の特定退職金共済制度の制度趣旨から逸脱するものである。

そのため、退職手当制度における外部積立額が退職手当規定額を超過する金額を協会へ返還するという規定については是正すべきである。

(参考) 一般社団法人水戸観光コンベンション協会職員退職手当規程

第5条

商工会議所及びアクサ生命保険から支給される退職金の額が第6条から第8条までの規定によって算出された退職手当の額を下回る場合は、その差額を本会が直接支給し、商工会議所及びアクサ生命保険から支給される額が上回る場合は、その差額を本会に返還するものとする。

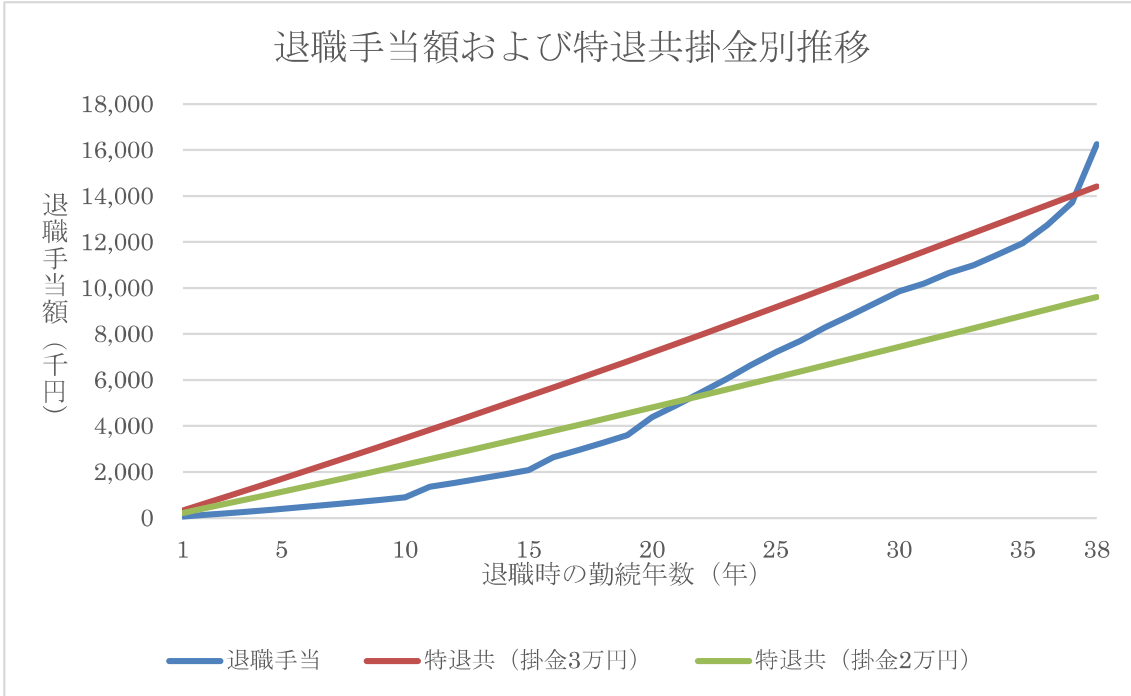
【指摘事項】

(ヘ) 退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと

退職給付引当金の計算について、期末要支給額ではなく、将来の退職時の給与を見積もり、その額に将来の定年退職時の支給率を乗じて得た額から水戸商工会議所の特定退職金共済制度の金額を差し引いて計算していた。退職給付に関する会計基準において認められる算定方法ではない。

さらに令和2年度末において、退職給付引当金の算定対象者4名の全員が水戸商工会議所の特定退職金共済制度（特退共）における積立額が期末要支給額を上回っていた。特定退職金共済制度に対する掛金は「外郭団体の退職手当について（通知）」（平成16年10月21日）において定めた月3万円の上限額を毎月支払っているが、退職手当額のシミュレーションを実施したところ、職員の勤続年数の少ない時点から月3万円の掛け金の支払いを行うことは過大な掛け金の支払いとなる。

退職時の勤続年数	10年	20年	30年	35年	38年
退職手当額（千円）	892	4,376	9,864	11,949	16,253



シミュレーション条件

- ・22歳で入社し、入社時の給与は171,700円、定年退職時（38年目）の給与は380,000円。
- ・給与については定年まで毎年同額昇給していく。
- ・入社後37年目までの退職手当額は自己都合退職による算定、38年目は定年退職による算定。

以上のことから令和2年度末の貸借対照表において退職給付引当金は500,000円計上されているが、本来の退職手当の支給額の算定方法等による、あるべき退職給付引当金の金額としては0円であり、500,000円が過大に退職給付引当金として計上されている。

法人の適切な財政状態を表すため、適正な水準の掛金支払額とし、適正な算定方法により退職給付引当金を計上すべきである。

【指摘事項】

(ト) 好文カフェ業務委託契約の実態に合わせた見直しについて

好文カフェに関する業務について、観光協会と前田商事株式会社（以下「前田商事(株)」）との間で業務委託契約が締結されている。

委託業務の内容、履行方法、委託料に関する事項を抜粋すると以下の通りである。

「好文カフェ運営業務委託契約書」より抜粋。文中の下線は追記したもの。

委託期間：令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日
委託者：一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「甲」）
受託者：前田商事株式会社（以下「乙」）

（総則）

第 1 条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務という。」）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）好文カフェにおける飲食物他の販売に関する事
- （2）店内及び周辺の清掃に関する事
- （3）共有スペースにおけるポスター、パンフレットの掲示に関する事
- （4）前各号に定めるもののほか、好文カフェの運営に必要な業務に関する事

（委託業務の履行）

第 2 条 乙は、前条の業務を実施するにあたり、必要とする要員を配置し、当該要員は、甲の指示により当該業務を行うものとする。

（販売手数料）

第 6 条 乙は、販売手数料として、当月総売上額の 6 % を甲の指定する口座に納入するものとする。

業務の主体が、観光協会である前提で契約が締結されているが、実態に合致していないと思われる。

業務委託契約を締結するにあたり、それまで両者間で締結していた定期建物賃貸借契約を解約している。解約に当たっては、令和 2 年 11 月 30 日付で「定期建物賃貸借契約の解約に関する合意書」を取り交わしている。

好文カフェでの飲食店営業は、委託契約が締結される前の定期建物賃貸借契約の時から、事業主体は前田商事(株)である。定期建物賃貸借契約から業務委託契約に切り替えるにあたり、両者間で営業譲渡が行われた経緯もなく、いきなり営利事業の事業主体が切り替わることは考えられない。両者間で契約内容に関する認識が一致しているのかどうかも懸念される。また、観光協会は、飲食店営業に必要な食品衛生法に基づく営業許可を取得しておらず、事業主体である委託者とはなり得ないと考えられる。

また、委託業務の履行に関しては、契約書第 2 条で、前田商事(株)が配置した要員に観光協会が直接指揮命令できるとも読める取り決め内容となっている。雇用者ではない労働者に指揮命令しているとなれば偽装請負とみなされる恐れもある。誤解を受ける取り決め内容、また条文の表現は不適切と思われる。

さらに、観光協会から前田商事(株)に支払う業務委託料に関する取り決めがない。代わりに、第 6 条において、当月総売上高の 6 % を前田商事(株)側が、観光協会に販売手数料として支払う、という取り決めとなっている。業務を委託した側が、受託した側から販売

手数料を収受するというのは、何の対価として収受するのか、根拠が不明である。

以上のように全体を通してみると、従来の賃料の代わりに販売手数料を収受する形となっており、業務実態はなんら変わることなく、契約書の形式面だけが、定期建物賃貸借契約から業務委託契約に変更されているように見られる。

契約書：定期建物賃貸借契約書

貸主：一般社団法人 水戸観光コンベンション協会

借主：前田商事株式会社

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、下記に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

名称 好文カフェ

所在 水戸市千波町 3080

構造 鉄骨造1階建

床面積 361㎡のうち293㎡（別添図面のとおり）

(契約期間)

第2条 契約期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を次の各号に掲げる用途に使用しなければならない。なお、使用に当たっては、本物件が水戸市の設置する観光施設であることに鑑み、ホスピタリティーあふれる接客を行わなければならない。

(1) 軽飲食等（都市公園法第2条第2項第7号でさだめられているもの）の販売。

(2) 水戸の特産品をはじめとする土産品などの販売。

(3) その他、甲・乙協議のうえ甲の認めた用途。

(賃料)

第4条 本物件の賃料は、月額245,000円に消費税等相当額19,600円を加えた合計264,600円とする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は、変動後の税率により計算する。

(敷金)

第5条 乙は、敷金として金1,470,000円を甲に預け入れるものとする。敷金は無利息とする。

観光協会が、事業主体となるように変更したいのであれば、営業譲渡の手続きや営業許可の取得をはじめ、営利事業を経営し、その責任を果たすための組織体制の構築や、主体的に業務仕様を決定できるよう営業ノウハウを獲得する等、実態を伴った見直しを図ることが必要である。

また、公有財産の貸付の在り方や、賃料の見直しを図りたいのであれば、公有財産の貸

付に関する手続きに則り、適切な手順で見直しを図るべきである。

水戸市財務規則より抜粋。文中の下線は追記したもの。

(公有財産の貸付け等)

第 211 条 公有財産の貸付け又は公有財産について地上権の設定を受けようとする者は、公有財産貸付申請書(様式第 101 号)又は公有財産地上権設定申請書(様式第 102 号)に必要な書類を添付して財産事務取扱者に提出しなければならない。

2 財産事務取扱者は、公有財産の貸付けをしようとするときは、行政財産にあっては使用の許可又は契約を、普通財産にあっては契約を、それぞれ処分し、又は締結しなければならない。

3 財産事務取扱者は、公有財産に地上権を設定しようとするときは、契約を締結しなければならない。(貸付け等の手続)

第 213 条 財産事務取扱者は、公有財産を貸し付けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、又は添付して市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該財産の種別、名称、数量及び所在
- (2) 貸付けの理由(用途及び利用計画)
- (3) 貸付けの相手方の住所及び氏名
- (4) 貸付けの期間
- (5) 貸付料の額及び算定の基礎
- (6) 貸付料の納入方法及び時期
- (7) 無償貸付又は減額貸付の場合は、その理由
- (8) 貸付条件を付したときは、その条件
- (9) 契約書案
- (10) その他参考となる事項

2 前項の規定は、公有財産に地上権を設定する場合及び行政財産の使用を許可しようとする場合について準用する。

(平 12 規則 46・一部改正)

(普通財産の貸付料)

第 214 条 貸付料は、年額により定めるものとする。ただし、使用期間が 1 年未満であるとき、又は使用期間に 1 年未満の端数があるときは月割により、使用期間が 1 カ月未満であるとき、又は使用期間に 1 カ月未満の端数があるときは日割によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、普通財産の貸付料の徴収については、水戸市行政財産使用料徴収条例(昭和 52 年水戸市条例第 48 号)の例による。

(平 12 規則 2・全改)

○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

昭和 39 年 4 月 1 日 水戸市条例第 7 号

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低

い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

⑦経営改善計画

令和 2 年度から令和 5 年度を対象期間とする第 5 次経営改善計画は、以下のとおりである。

【現状と課題】

組織

執行体制の現状（令和 2 年 4 月 1 日見込み）

役員 27 名（うち常勤 1 名）、プロパー職員 5 名、市派遣職員 1 名、嘱託職員 6 名、出向職員 1 名

内訳	種別	人数	備考
役員	代表理事（会長）	1	民間
	専務理事	1	市 OB(常勤)
	理事	25	民間 (21)、市(1)、市議会議員(3)
職員	事務局長	1	プロパー(40 代)
	事務局次長兼コンベンション係長	1	市派遣(40 代)
	観光係長	1	プロパー(30 代)
	観光係員	2	プロパー(30 代、60 代)
	コンベンション係員	1	プロパー(20 代)
	DMO・インバウンド担当	1	出向(50 代)
嘱託職員	事務局	3	(50 代、30 代)
	観光案内所	3	(50 代)
合計		40	

平成 29 年 4 月に、組織名称を水戸観光コンベンション協会に変更し、イメージアップを図るだけでなく、協会として稼ぐ力を引き出すとともに、多様な関係者と協働しながら観光地づくりを実現させることを目的として、新たに DMO・インバウンド担当を雇用し、組織体制の拡充を図ったところである。

また、令和 2 年度には、市派遣職員の削減、新たなプロパー職員を採用し、今後、協会の自主的・自律的な経営基盤を確立していくためには、職員個々の能力を一層高めることとあわせて、市に依存しない経営戦略を立て、地域間の競争を勝ち抜く組織づくりが必要である。

財務

観光協会の平成 30 年度の収入(189,725 千円)のうち、市からの補助額(81,322 千円)の割合は約 43%で、補助額に占める人件費(52,284 千円)は約 64%を占めている。

将来的な自立を目指す中で、協会としての事業である観光 PR やおもてなしの活動をはじめ、コンベンションの誘致やインバウンド観光の推進など、各種事業を円滑かつ継続的に実施、運営していくためには、事業費や人件費を賄うだけの収益確保はもちろん、財源となる一定の資産を有していることが不可欠であることから、財政の健全化に努め、適正な資産の管理、確保にも努める。

【改革項目】

(1) 組織

令和 2 年度は、市派遣職員 1 名が引揚げられることとあわせ、新たにプロパー職員の 1 名採用（コンベンション係員）、また、事務局次長が兼務していた観光係長にはプロパー職員を配置し、13 名（プロパー職員 5、市派遣職員 1、嘱託職員 6、出向 1）の組織体制により事務局を運営していく計画であり、引き続き、自立した運営に向け、組織体制の更なる強化を目指す。

人事体制（案）

（※専務理事を除く）

	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事務局長	プロパー1	プロパー1	プロパー1	プロパー1	プロパー1
事務局次長	プロパー1 市派遣 1	市派遣 1	市派遣 1	市派遣 1	市派遣 1
観光係長	(次長兼務)	プロパー1	プロパー1	プロパー1	プロパー1
コンベンション係長	(次長兼務)	(次長兼務)	(次長兼務)	(次長兼務)	(次長兼務)
観光係員	プロパー2 嘱託 1	プロパー2 嘱託 1	プロパー2 嘱託 1	プロパー2 嘱託 1	プロパー2 嘱託 1
コンベンション係員	市派遣 1 嘱託 2	プロパー1 嘱託 2	プロパー1 嘱託 2	プロパー1 嘱託 2	プロパー1 嘱託 2
観光案内所	嘱託 3	嘱託 3	嘱託 3	嘱託 3	嘱託 3
合計	12	12	12	12	12

各種事業を効果的、効率的に運営するため、以下の点に留意しながら事業を行います。

- ① 水戸市財団法人等連絡協議会や常陽産業研究所などによる種々の研修会に積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。
- ② 既存の事業による効果の検証を踏まえ、各種事業を立案、計画、実施する。
- ③ 適正な収支予算と事業計画を立案し、効果的に事業を実施する。

(2) 財務

観光協会の財務は、依然として歳入の多くを梅まつりの時期に依存しており、梅の開花状況や天候の影響を受けることから、極めて脆弱な財務体質となっている。そのため、計

画期間である 4 か年において、まつりやイベントを含む各種事業の費用対効果の検証とあわせて、歳出の縮減、見直しを徹底します。また、既存の収益の増収を図るだけでなく、参加料や出店料、観覧料など、新たな財源の確保にも努める。

(収支)

(単位：千円)

科目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
会費収入	7,300	7,350	7,400	7,450
事業収入	80,444	80,694	80,944	81,194
補助金	79,900	79,900	79,900	79,900
雑収入	6,317	6,417	6,517	6,617
計	173,961	174,361	174,761	175,161
事業費支出	160,529	160,429	160,329	160,229
管理費支出	11,695	11,700	11,700	11,700
計	172,224	172,129	172,029	171,929
差異	1,737	2,232	2,732	3,232

① 新たな財源の確保

事業内容	協会の各種事業を推進するため、既存の収益事業の見直しとともに、新たな財源の確保を図る。 あわせて、協会のグッズ等販売を通じて、サービスの提供と財政基盤の安定化を図る。				
実施年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
取組内容	新たな財源の確保等	見直し・実行			→
	みとちゃんのグッズ販売	販売額 2,750 千円	3,000 千円	3,250 千円	3,500 千円
	レンタルサイクル事業の強化	利用者数 4,200 件	4,300 件	4,400 件	4,500 件
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保による収益強化 ・会員増に会費収入の増加 ・取扱商品等の見直しによる収益向上 ・レンタルサイクル事業の充実・強化による収益向上 ・売店運営体制の見直しによる収益向上 				

② 管理施設等の適正な維持管理及び機能向上

事業内容	水戸市をはじめとする関係事業者と連携しながら、引き続き、協会の管理施設である千波湖西駐車場、水戸市常磐町駐車場、好文茶屋、好文カフェ及び観光案内所並びに備品であるレンタルサイクルや観光案内板の適正な維持管理、機能向上に取り組み、利用者の利便に供していく。 また、各施設の利用者に対し、イベントやまつり、飲食店、観光施設等の情報提供に努める。				
実施年度		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
取組内容	施設の適正な維持管理等	実施			→

	観光関連情報の提供	ラック設置 情報提供	_____	_____	_____→
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ快適に利用できる施設の維持管理、整備 観光情報等提供のためのパンフレットラック等の整備 				

(3) 事業

① 多様な団体との連携による誘客促進

事業内容	<p>飲食や土産品、交通、おもてなし等多様な事業者、団体と連携し、誘客促進を進める。特に、団体旅行の誘致に取り組んでいる水戸市ドライブイン協会とは年間を通して連携し、集客の強化を図る。</p> <p>また、偕楽園や弘道館を中心に観光案内活動をしている歴史アドバイザー水戸には、水戸の歴史や文化の魅力に加え、飲食や土産品等観光情報も提供、発信していただき、団体の活動を通じて訪客促進を図る。</p> <p>その他、他市町村観光協会等と連携し、広域観光の促進に努める。</p>				
実施年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	ドライブイン協会との連携	団体客誘致 50,000人	60,000人	70,000人	80,000人
	歴史アドバイザーとの連携	案内活動	_____	_____→	_____→
	他市町村観光協会との連携	案内活動	_____	_____→	_____→
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> 桜、つつじ、あじさい、萩、梅まつり等への団体旅行誘致による誘客数の増加 歴史アドバイザー水戸の案内活動を通じた情報発信による誘客強化 他市町村観光協会等と連携した広域事業による誘客推進 				

② 効率的な情報発信と体験型観光の確立

事業内容	<p>協会のホームページを中心に、観光案内所設置のデジタルサイネージ、SNS等を活用し、積極的かつ戦略的な情報発信に努める。あわせて、旅行エージェントに対して、水戸の特性を活かした旅行プランを提案し、タイアップ企画を催行する。</p> <p>また、個人旅行者向けの体験に関する調査、研究、発掘を継続しながら、自然や歴史、文化等観光資源を活用した水戸ならではの体験型観光の確立を目指す。</p>				
実施年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	ホームページ情報の充実	閲覧者数 57.5万件	60万件	62.5万件	65万件
	事業者と連携した企画催行	催行数 10件	15件	20件	25件
	水戸ならではの体験実施	実施数 10件	15件	20件	25件
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ閲覧者数、観光案内所利用者数の向上 デジタルサイネージ活用によるイベントや土産品等観光情報の発信 観光関係団体、事業者とのタイアップ企画催行による水戸の魅力向上 体験資源の調査、研究、発掘を踏まえた水戸ならではの体験の導入、実施 				

③ 地域の食材等を活用した事業の実施

事業内容	地域の魅力ある地酒を活用した梅酒まつりの開催及び納豆の拡充に加え、引き続き、新たな食材等を活用した事業の検討を重ね、実施する。 また、地場産品の魅力について、市民はもとより、県内・外への周知を強化し、認知度及び知名度の向上を目指す。				
実施年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	水戸納豆早食い世界大会の拡充	検討・実施			→
	梅酒まつりの開催	来場者数 7,000人	7,500人	8,000人	8,500人
	新たな地産事業の創出	調査・検討・実施			→
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸の地酒を活用した飲食イベントの継続開催 ・県内・外への情報発信による飲食イベント来場者数の増加 ・土産品等地場産品の周知協会による認知度・知名度の向上 ・地場産品を活用した新たな地産事業の開催 				

④ コンベンションによる誘客推進

事業内容	スポーツを含む各種大会や学会等が開催されることにより、宿泊、飲食、観光等消費が伴い、地域への経済効果が大きいことから、年次ごとの細やかな目標値を定め、「営業活動の推進」「情報の収集分析とネットワークの構築」「人材育成」の3つの基本施策のもと、水戸市コンベンション誘致基本戦略に基づきながら積極的な誘致活動に取り組む。				
実施年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	誘致・自主事業数	10件	15件	20件	25件
	支援数	100件	120件	140件	165件
	営業訪問数	1,100件	1,150件	1,200件	1,250件
	情報等累積数	1,500件	1,600件	1,700件	1,800件
	ネットワーク数	2,100件	2,200件	2,300件	2,400件
	研修会参加延べ人数	16人	17人	18人	19人
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ・コンベンション誘致による市内の観光消費額と経済波及効果の向上 ・コンベンション参加者への本市のイメージUP ・コンベンション関係団体等に対する開催支援情報の定期的な提供 ・既存のネットワーク、データを活用した新たなコンベンションの誘致 ・地元大学とのネットワーク強化による学術会議の誘致 ・コンベンション事業に係る専門人材の強化、育成 ・これまで培ったノウハウ等のマニュアル化 				

⑤ インバウンド誘客及びDMO事業の推進

事業内容	<p>外国人観光客は、中・長期に滞在し、活動範囲も広く、また、日本の文化や食、歴史や景観等に対する志向も強いことから、水戸版DMOも視野に入れた水戸市インバウンド推進機構を核とし、戦略的プロモーションによる情報発信に努めるとともに、着地型旅行商品を造成し、提案、販売を進める。</p> <p>さらには、茨城県や観光関係事業者との連携を図りながら、国内・外の旅行会社やホテルコンシェルジュへの営業活動を通じた情報発信の強</p>
------	---

	化、認知度向上に資する取組とあわせて、受入体制の整備・充実に努める				
実施年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組内容	インバウンド誘致・受入数	100件	115件	120件	130件
	旅行博・商談会等への参加数	5件	5件	5件	5件
	着地型旅行商品の造成数	5件	5件	5件	5件
目指すべき成果	<ul style="list-style-type: none"> ・プロモーション活動を通じたインバウンド誘致・受入件数の増加 ・造成した着地型旅行商品の旅行会社等への提案及び販売 ・水戸市インバウンド推進機構における安定した事業の推進、会員間の連携強化 ・水戸市の目標指標である2023（令和5）年の年間外国人観光入込客数10万人の達成 				

⑧事業のあり方について

【意見】

(イ) 観光協会のあり方について検討すべきこと

観光協会の財政状態は極めて脆弱であり収入の多くを補助金に依存している状態であるが、観光協会としては、コンベンションの誘致やインバウンド観光の推進を図りながら、自立を目指すとしている。

コンベンションの誘致やインバウンド観光の推進は、地元経済に貢献するところであり、会員を募ることにより会費収入に繋がるものと考えられる。そのためには、協会が積極的な誘致、推進活動を進めていくことが重要となるが、現状の事業内容や事業規模を見ると、既存のイベントの開催に多忙で、新しい事業転換への余力は見られない。

会員を取り込みながら、魅力的な事業を起こしていくことが必要であり、そのためには、これらを企画、推進できる人材の育成が必要である。

また、現在、千波湖畔において好文カフェや好文茶屋を市から賃借し、実質賃貸して収益を得ている。本来、これらの施設を活用して市内製品の提供を行い、市全体の観光、物産の統一的なPR活動の一役を担いながら収益を獲得していくことが必要と考えるが、現状、これらをマネジメントできる人材が不在である。

現状の人的、資金的規模での協会の自立の道筋は遠いと考えられる。

市は、協会へのコンベンションの誘致やインバウンドの推進に対する期待と協会の現状について再認識を行い、適正で効果的な運営のできる状況を構築すべきである。

(3) 公益社団法人水戸市シルバー人材センター

①概要

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委託の形式で行う公益法人である。

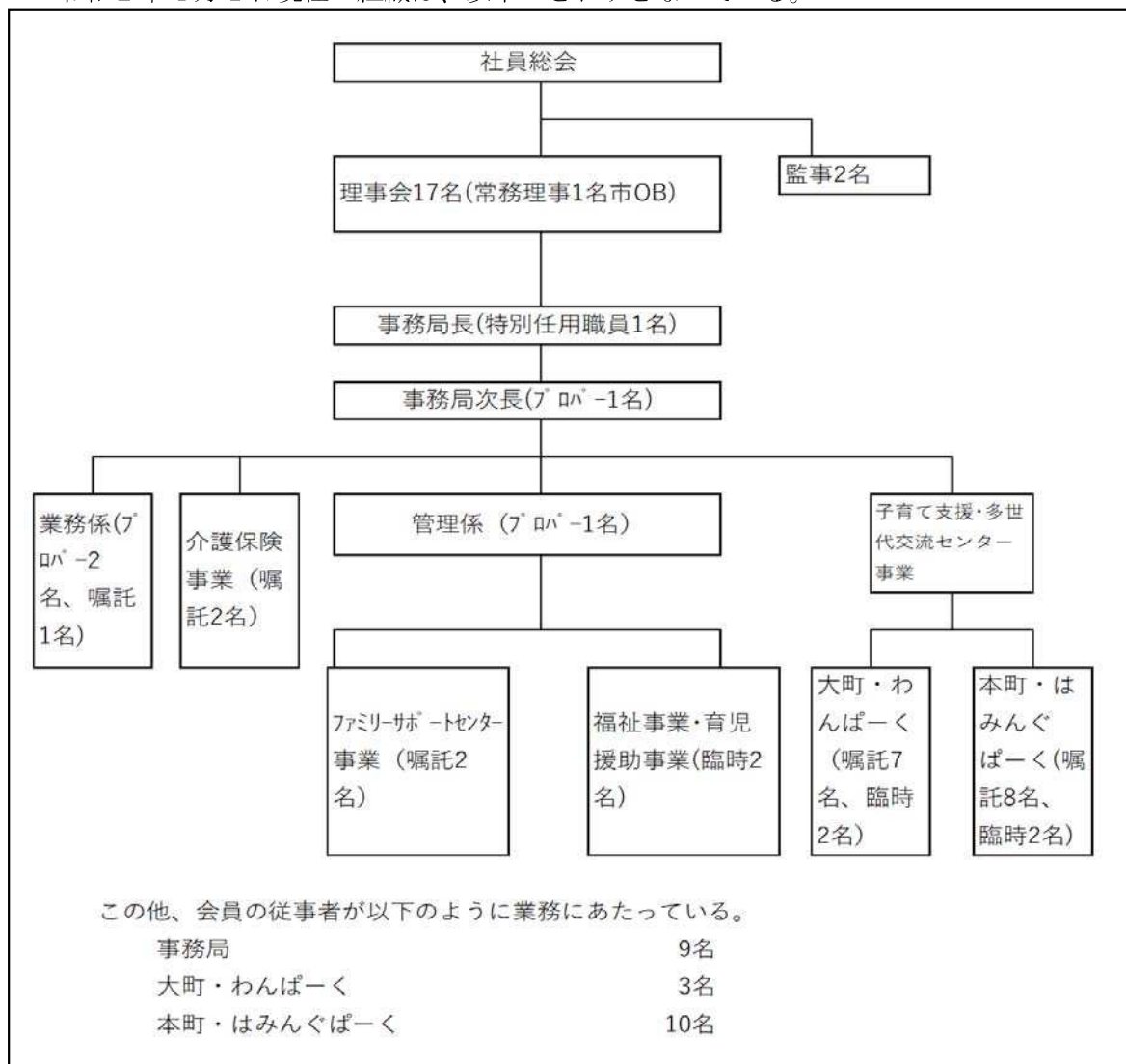
公益社団法人水戸市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、昭和56年9月8日に、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望、知識及び経験に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、もって勤労意欲のあるものに対する就労支援と高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された。

この目的を達成するため、定款では次の事業を行うこととしている。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供すること。
- (2) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）並びにその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために有料職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
なお、茨城県知事から「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種並びに市町村の区域の指定を受けた場合は、その拡大された時間の範囲内においてその事業を行うことができる。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業並びにその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業並びにその他の軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業や社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な調査研究、相談及び事業の企画運営を行うこと。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

②組織

令和2年4月1日現在の組織は、以下のとおりとなっている。



③財政の状況

平成30年度から令和2年度における財政状態は、以下のとおりである。

(貸借対照表)

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和1年度	令和2年度
資産の部			
流動資産	81,996	87,805	75,683
現金	78	35	36
郵便振替口座	2,926	8,218	3,191
普通預金	22,686	28,994	26,982
未収金	56,163	50,485	45,039
立替金	2	2	5
前払金	139	68	428
固定資産	40,161	45,948	48,453
特定資産	32,984	40,651	43,408
退職給付引当資産	15,199	15,986	17,375
減価償却引当資産	14,655	16,535	17,902
固定資産取得積立資産	3,130	3,130	3,130
特定費用準備資金積立資産	—	5,000	5,000
その他固定資産	7,176	5,296	5,045
構築物	3,436	3,205	2,973
車輛運搬具	3,109	1,663	818
什器備品	222	148	1,102
ソフトウェア	385	257	128
預託金	22	22	22
資産合計	122,158	133,753	124,136
負債の部			
流動負債	34,930	40,758	33,783
未払金	33,353	40,201	33,041
前受金	220	117	119
預り金	1,356	438	622
固定負債	15,199	15,986	17,375
退職給付引当金	15,199	15,986	17,375
負債合計	50,129	56,744	51,159
正味財産の部			
指定正味財産			
一般正味財産	72,028	77,009	72,977
(うち特定資産への充当額)	(17,785)	(24,665)	(26,032)
正味財産合計	72,028	77,009	72,977
負債及び正味財産合計	122,158	133,753	124,136

(正味財産増減計算書)

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
経常収益	497,351	511,969	454,018
受託事業収益	341,576	351,961	295,086
労働者派遣事業等受託収益	3,039	4,369	5,558
介護保険事業収益	18,654	19,529	20,355
指定管理業務受託金収益	88,142	89,117	86,521
ファミリーサポートセンター事業収益	13,060	13,060	12,460
受取会費	2,150	2,169	2,155
受取補助金等	30,472	30,472	30,658
雑収益	256	1,289	1,223
経常費用	501,398	506,989	458,050
事業費	488,051	492,870	444,667
支払配分金	291,747	296,222	250,160
支払材料費等	19,129	17,240	15,444
人件費	114,005	111,114	116,563
委託費	21,283	19,293	17,666
賃借料	7,409	8,924	8,880
減価償却費	1,393	1,648	1,135
貸倒損失	185	86	155
その他事業費	32,896	38,338	34,660
管理費	13,347	14,118	13,382
人件費	9,234	9,633	8,637
賃借料	745	749	741
委託料	1,417	1,168	1,706
減価償却費	19	231	231
その他管理費	1,929	2,335	2,066
当期経常増減額	△4,047	4,980	△4,031
当期一般正味財産増減額	△4,047	4,980	△4,031

④市の関与の状況

平成 30 年度から令和 2 年度における市の関与の状況は、以下のとおりである。

(単位：円)

項目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
運営費補助金	15,236,000	15,236,000	15,329,000
一時預り事業補助金	7,390,000	7,756,000	6,210,000
指定管理受託収入	75,000,000	75,864,000	76,500,000
ファミリーサポートセンター事業収益	13,060,000	13,060,000	12,460,000

⑤実施事業の状況

実施事業の状況は、以下のとおりである。

【シルバー人材センター事業】

シルバー人材センターとして、会員を募り、会員に請負・委託等の業務の斡旋を行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部			
経常収益	364,147	376,144	320,861
受託事業収益	329,304	338,927	282,343
受取配分金	283,012	285,859	239,025
受取材料費等	19,557	17,659	14,115
受取事務費	26,733	35,408	29,203
労働者派遣事業等受託収益	3,039	4,369	5,558
労働者派遣事業等受託収益	3,039	4,369	5,558
受取会費	1,075	1,084	1,077
会員受取会費	1,075	1,084	1,077
受取補助金等	30,472	30,472	30,658
受取連合会交付金	15,236	15,236	15,329
受取市補助金	15,236	15,236	15,329
雑収益	256	1,289	1,223
経常費用	370,586	371,667	323,586
事業費	370,586	371,667	323,586
支払配分金	283,012	285,859	239,025
支払材料費等	19,129	17,240	15,444
人件費	37,847	33,196	37,901
委託費	8,876	7,044	6,564
賃借料	3,476	4,331	4,220
減価償却費	945	1,648	1,135
貸倒損失	185	86	155
その他事業費	17,113	22,258	19,138
当期経常増減額	△6,439	4,477	△2,725

【ファミリーサポート事業】

市が行うファミリーサポート・センター事業を受託し、育児のサポートを受けたい利用会員と協力を行いたい協力会員のマッチングを行う事業である。

(単位：千円)

科目	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部			
経常収益	13,060	13,060	12,460

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	ファミリーサポートセンター事業収益	13,060	13,060	12,460
	経常費用	13,060	13,060	12,460
	事業費	13,060	13,060	12,460
	人件費	8,299	7,927	7,949
	委託費	1,202	1,118	1,070
	賃借料	705	1,030	1,030
	その他事業費	2,852	2,982	2,411
	当期経常増減額	—	—	—

【介護保険事業】

要介護支援者に対し、会員が訪問介護の提供を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	18,654	19,529	20,355
	介護保険事業収益	18,654	19,529	20,355
	訪問介護受取配分金	8,734	10,362	11,135
	訪問介護受取事務費	9,920	9,166	9,220
	経常費用	18,486	19,904	20,376
	事業費	18,486	19,904	20,376
	支払配分金	8,734	10,362	11,135
	人件費	7,503	7,586	7,518
	委託費	434	303	264
	賃借料	500	545	548
	減価償却費	448	—	—
	その他事業費	865	1,105	910
	当期経常増減額	168	△374	△20

【指定管理事業】

市から大町・わんぱく及び本町・はみんぐぱくの指定管理を公募で受託し、一時預り保育や育児相談により子育て支援を行うとともに施設の管理運営を行う事業である。

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	88,142	89,117	86,521
	指定管理業務受託金収益	88,142	89,117	86,521
	指定管理業務受託金収益	75,000	75,864	76,500
	一時預り事業利用者負担収益	5,541	5,308	3,811
	指定管理業務雑収益	210	189	0
	一時預り事業補助金収益	7,390	7,756	6,210
	経常費用	85,918	88,239	88,242
	事業費	85,918	88,239	88,242
	人件費	60,356	62,404	63,194

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
	委託費	10,770	10,826	9,767
	賃借料	2,726	3,017	3,080
	その他事業費	12,064	11,991	12,199
当期経常増減額		2,223	878	△1,720

【法人会計】

(単位：千円)

科目		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常増減の部				
	経常収益	13,347	14,118	13,820
	受託事業収益	12,272	13,033	12,742
	受取事務費	12,272	13,033	12,742
	受取会費	1,075	1,084	1,077
	会員受取会費	1,075	1,084	1,077
	経常費用	13,347	14,118	13,382
	管理費	13,347	14,118	13,382
	人件費	9,234	9,633	8,637
	賃借料	745	749	741
	委託料	1,417	1,168	1,706
	減価償却費	19	231	231
	その他管理費	1,929	2,335	2,066
当期経常増減額		—	—	437

⑥事務処理について

【指摘事項】

(イ) 適正に会計処理を行うべきこと

センターは、会員に自らの業務を委託している。

この自らの業務の委託に際し、以下のような会計処理を行っている。

業務の提供を受けた際

(借方) 未収入金 ××円 / (貸方) 受取配分金 ××円

月末

(借方) 委託費 or 臨時雇用費 ××円 / (貸方) 未収入金 ××円

会員への支払い時

(借方) 支払配分金 ××円 / (貸方) 現預金 ××円

令和 2 年度の自らの業務の委託内容は以下のとおりである。

処理費目	部門	金額(円)
委託費	本部	3,233,436
	ファミリーサポート部	661,438
	大町・わんぱーく	289,965
	本町・はみんぐぱーく	255,654
臨時雇賃金	大町・わんぱーく	1,303,638
	本町・はみんぐぱーく	1,943,700
合計		7,687,831

このため、自らの業務の委託に対し、受取配分金と支払配分金が、令和 2 年度においては、7,687,831 円が過大となっている。

受取配分金と支払配分金は、相殺して処理する必要がある。

【指摘事項】

(ロ) 適正に契約関係を整理すべきこと

上記、会員に自らの業務を委託するものの中に、本部における事務局補助業務、ファミリーサポート事業における受付及び事務作業、大町・わんぱーくにおける保育業務がある。これらの業務は、業務中において責任者からの命令や指示に従って業務を行うものであり、独立して仕事をするものではないことから、委託ではなく、雇用として扱われるべきものである。適正に契約関係を整理し、処理する必要がある。

【指摘事項】

(ハ) 退職給付引当金の計算を適正に実施すべきこと

令和 2 年度末の貸借対照表における退職給付引当金の計算において、公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程において定めた支給額の算定方法によらず、令和 3 年 3 月 31 日時点の独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度の積立額を用いず過年度の金額を用いて計算している。

公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程における退職手当算定方法については、令和 1 年 12 月 24 日に規程が改正されるとともに付則において令和 1 年 12 月 23 日から施行すると定めているにもかかわらず、令和 2 年度末の退職給付引当金の計算は改正前の算定方法により計算していた。

退職給付引当金は退職以後に支給される給付（退職給付）について、期末日時点までに発生している法人の負債の額を明らかにするものであり、退職手当の支給額の算定方法を変更した場合は、変更後の算定方法により退職手当の支給額を算定しないと適切な退職給付引当金の計算ができない。そのため、規程の変更により退職手当の支給額の算定方法が

変更した場合は、変更後の算定方法により退職手当の支給額を算定し、退職給付引当金の計算に用いなければならない。

また、退職給付引当金は退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上する（退職給付に関する会計基準 第13項）が、控除する年金資産の額は期末日時点のものでなければならない。期末日時点とは異なる年金資産の額を用いて退職給付引当金の額を計算しても適切な退職給付引当金とはならない。

さらに、令和3年3月末退職の職員についても退職給付引当金の算定に含めているが、本来なら未払金として計上すべきものである。

以上のことから、令和2年度末の貸借対照表において退職給付引当金は17,375,981円計上されているが、本来の退職手当の支給額の算定方法等による、あるべき退職給付引当金の金額としては1,479,400円であり、15,896,581円（未払金として計上すべき7,359,616円を含む）が過大に退職給付引当金として計上されている。

法人の適切な財政状態を表すため、適正な算定方法により退職給付引当金を計上すべきである。

（参考）公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程

第33条

正職員が退職（死亡による退職を含む）したときは、茨城県市町村職員総合事務組合の市町村職員退職手当条例（以下「市町村職員手当条例」という。）の一般職の例により、退職手当を支給する。

ただし、市町村職員手当条例第8条の4に規定する、退職手当の調整額は適用しないものとする。

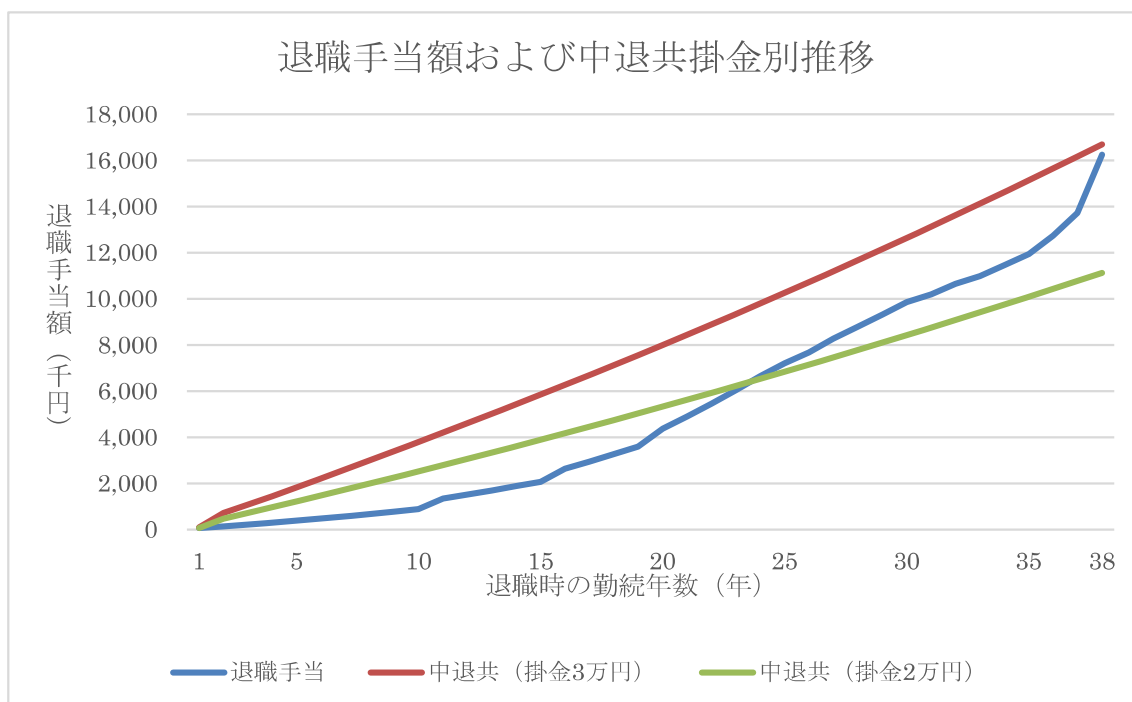
【指摘事項】

（二）退職手当の外部積立額を是正すべきこと

外部積立として独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度（中退共）を利用しているが、令和3年3月末時点において、1人の職員において期末要支給額を上回る積立となっている。中小企業退職金共済制度に対する掛金は「外郭団体の退職手当について（通知）」（平成16年10月21日）において定めた月3万円の上限額を毎月支払っているが、退職手当額のシミュレーションを実施したところ、職員の勤続年数の少ない時点から月3万円の掛金の支払いを行うことは過大な掛金の支払いとなる。

公益社団法人水戸市シルバー人材センター職員給与規程第33条第3項において「前項の規定により計算された退職手当の額が共済退職金の額を超えるときは、センターはその差額を直接支給し、共済退職金の額以下であるときは、当該共済退職金の額を持って退職手当の額とする。」とあるため、過大な外部積立は過大な退職手当の支給となり不適切である。

過大とならない積立を行っていく必要がある。



退職時の勤続年数	10年	20年	30年	35年	38年
退職手当額 (千円)	892	4,376	9,864	11,949	16,253

【意見】

(ホ) 債権管理について

令和 2 年度決算において、不納欠損処理された案件があり、この不納欠損処理事案の対応として以下の通り債権管理の強化が行われている。

不納欠損処理事案の概要

相手先：(一社) 日本駐車場工学研究会
 原因：令和 2 年 3 月 11 日 破産手続開始申立
 未収額：155,854 円
 内訳
 令和 1 年 11 月分 57,550 円
 令和 1 年 12 月分 53,310 円
 令和 2 年 1 月分 42,994 円
 不納欠損処理：令和 3 年 3 月に不納欠損処理

債権管理強化の概要

令和2年4月より、債権管理の強化。以下の取組が行われている。

月次の管理：

(1) 回収遅延リスト：

本来の回収月より回収が遅延している案件をシステムにより抽出し、毎月モニタリング対象としてリスト化している。

(2) タイムリーな督促：

抽出された案件については、管理課を中心に、相手先への督促、また担当者と協力して臨戸訪問などを実施し、早期の回収に努めている。

(3) 情報共有と対策：

督促状況を記載したうえで同リストを理事長、各課管理者へ報告し、必要な対策指示を仰いでいる。

債権管理委員会によるモニタリング

(1) 構成：

債権管理委員会は、理事長、各課管理者、会員により組織されている。

(2) 不納欠損処理の判断：

回収に疑義の生じた案件については、債権管理委員会で議題とされ、回収可能性の検討を行っている。回収可能性が著しく低いと判断したものについては、不納欠損処理を行っている。

(3) 債権管理の強化：

令和2年5月に、債権管理を強化するため「債権管理に関する基本方針」を制定している。

主な内容としては以下の通り。

①債権管理に関する基本的かつ事務局統一的な基準

②基本方針として、回収基準に則ったタイムリーな回収業務を行うこと、回収には口座振替を原則とすること、契約解除するケースの明示、不納欠損に関する適切かつ適時な処理等

③タイムリーな対応を可能とするために、正確かつ適時な情報共有が必要であることから情報システム（「エイジレス80業務」）の活用を徹底すること

すでに債権管理の強化に取り組まれているところではあるが、債権の件数自体が多いこと、また管理要員も限定されていることから、対策の徹底については懸念もあると思われる。

以下の観点で、債権管理強化で改善すべき点がないかを継続的に見直ししていくことが望ましいと思われる。

- ① 不納欠損処理にいたった案件では、3ヶ月分の未回収残高が残っていた。相手先の信用不安に関する情報を早期に把握することで、サービス提供の停止の必要性を早期に判断し、回収不能額を少なくする取り組みを徹底する。また、これを実行するための各課での連携や、要員配置の十分性を検討すること。
- ② 相手先への支援サービスについては、生活支援等不可欠のサービスもあるため配慮も必要となる。回収遅延が繰り返される場合の対応も丁寧に行う必要があると思われるが、

電話督促等には相応の時間と労力を要すると思われる。対策の徹底とそれを実現するための各課での連携や要員配置の十分性を検討すること。

⑦経営改善計画

令和2年度から令和5年度を対象期間とする第5次経営改善計画は、以下のとおりである。

第4次中期計画では、「自主・自律、共同・共助」のシルバー人材センター事業の基本理念を基に、地域の高齢者自らが主体的に連携し、共に働き、共に助け合うことにより活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、市民に信頼され満足されるサービスの提供を通じて事業の社会性を高め、質的向上と量的拡大を図り、市民の期待に応えるため、6項目の計画実現に向けての取組みについて方向性を示している。

- 1 会員の増強
- 2 就業先の拡大を図り、多くの会員に就業機会を提供
- 3 普及啓発活動の継続的推進
- 4 安全な就業を目指す
- 5 訓練講習事業の推進
- 6 効率的に事業展開するための基盤整備

本経営改善計画は、基本6項目の重点施策に加え、さらに本センターの戦略として3本の柱を加え、計画的・効率的に推進するため基本方針を策定するものである。

計画実現に向けての取組

(1) 重点目標3本の柱

1	中核市水戸にふわしい、魅力と活力あるセンターとしての戦略
2	人生100年時代を見据えた経営戦略
3	会員100万人構想の取り組み戦略

(2) 具体的な取組

①会員の増強

会員拡大の目標にこだわったPDCAサイクルによる目標管理

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数(人)	1,170	1,200	1,230	1,260
目標管理	評価実施	評価実施	評価実施	評価実施

新規入会者数を増加させる方策の検討

ア 本センターの周知広報活動等

水戸市広報誌へのセンターPR記事掲載

水戸市自治会広報への PR 記事掲載

普及啓発促進月間期間中に、関係機関及び市民センター等へポスター・リーフレットを配布

清掃ボランティア活動の実施と、役職員による街頭リーフレット配布

地区のふれあいまつり等でチラシ配布

タウン誌折り込みによるチラシの配布

会員による一人一会員入会活動の推進

就業開拓創成委員会による事業所訪問の実施

イ 入会説明会のあり方検討

入会説明会の充実

出前説明会、女性限定説明会の開催

インターネット入会申し込み制度の検討

ウ 退会者抑制の検討

入会直後の速やかな就業機会提供の努力とともに、サークル活動など働くこと以外でも楽しみがもてるようなセンターの魅力づくりの検討

エ 女性会員の増加策の検討

女性向けのリーフレットの刷新

女性限定説明会の開催

ビューティーセミナーの開催

① 就業拡大と就業機会の提供

安心され信頼されるサービスの提供により、受注を増加し就業場所の確保に努める。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就業率 (%)	83.0	84.0	85.0	86.0
新たな取り組み	実施	推進	推進	推進

【新規事業等の拡大】

ア 新たに空き家対策事業を推進

空き家・空き地管理ワンストップサービス事業の新設

【派遣事業の新規拡大と営業の推進】

ア 派遣事業の新規拡大と営業の推進

イ 新規事業所への営業活動

ウ 市及び外郭団体等の受注開拓

エ 事業所への協賛会員協力要請

② 普及啓発活動の継続的推進

会員一人一人による PR 活動として、会員の居住する地域の活動において、シルバーの

事業内容について説明し、入会勧誘やひと声運動を実施するとともに、ポスターの貼付や屋外看板の設置等の検討、地域社会奉仕活動の実施、ホームページの活用による広報、パンフレットやチラシの配布の検討、各種イベントの参加等を実施する。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PR活動	実施	実施	実施	実施
入会奨励金	新設	推進	推進	推進

③ 安全・適正就業の徹底

傷害事故、損害賠償事故ともに、ちょっとした工夫で防げる事故が多く発生しており、様々な事故防止対策を構築しているところであるが、事故ゼロを目指し、さらなる安全対策に対する意識啓発に加え、ヒヤリ・ハット体験事例の収集、分析を検討する。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事故ゼロ運動	継続	継続	継続	継続
ヒヤリハット事例収集、分析	新設	推進	推進	推進

④ 会員組織の整備・充実活性化

今後、地域において本センターが担うべき仕事の状況を考えると、女性会員の入会促進は必要不可欠であり、女性会員の働く場の確保等女性会員の入会しやすい環境を整えて、その入会率及び登録比率を高める必要がある。

現在の会員組織は、地域班組織、職群班組織があり、会員の福利厚生事業として会員互助会がある。

平成9年2月から本格的に活動が始まった地域班組織は、会員の住所により自動的に各市民センター区域ごとに振り分けることとなっており、その活動については、班長・地区委員と事務局の連携で、広報誌等（かわら版、シルバーだより、安全だより）の配布や通常総会の案内等の配布を行い、同時に会員からの要望等や地域の情報を収集しており、様々な情報がセンター事務局に寄せられて事業運営の参考になっている。

各地区・地域において毎年開催する懇談会は、班長・地区理事の連携で健康講座やレクリエーション等工夫を凝らした催しが行われているが、参加率が伸び悩んでいる。今後は、参加率を上げることは勿論であるが、ボランティア活動等にも積極的に取り組む必要がある。

職群班組織は、一定の規模の仕事がある職種について順次組織化されている。

「植木班」「除草班」「刈払」「おさらい教室」を組織化し、安全就業の徹底・交通事故の防止・健康管理を含めて事業の発展につなげている。正会員の自主的運営及び事業の発展を図る上で、その他の職群・職種班における班の編成が望まれる。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア活動	継続	継続	継続	継続
組織整備	強化	推進	推進	推進

⑤ 訓練講習事業の推進

会員の資質向上のため、研修種目の検討や高齢者活躍人材育成事業講習会の参画など後継者の要請に努める。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修・講習会	継続	継続	継続	継続
講習会補助制度	強化	推進	推進	推進

⑥ 効率的に事業展開するための基盤整備

【執行機関（理事会）】

本センターの理事、監事の役員はすべて会員により構成され、理事会は概ね年4回開催し会員の意見が反映される体制が整っている。

専門部会は、総務部会、業務部会の2部会体制で、必要に応じて部会長が招集、諸問題について協議・検討している。

委員会は、広報委員会、地域活動委員会、会員拡大委員会、安全・適正就業委員会、就業開拓・創出委員会の5委員会で構成され、地域の要望や会員の意見が委員会に反映され、委員会からの提案事項を専門部会が集約し、理事会で協議し執行する体制の確立をめざし、必要に応じて委員長が招集、諸問題について協議・検討している。

【事務局】

事務職は、局長（特別任用職員）、正職員4名、嘱託職員21名、臨時職員10名、大別して2係2事業所体制（管理係・業務係・子育て支援・多世代交流センター）で、業務を執行している。

さらに会員の知識や経験の有効活用を目指し、筆耕事務、子育て支援・多世代交流センターにおける受付・駐車場業務などに、18名の会員が就業している。

業務内容は、入会説明、入会受付、就業開拓、就業相談、仕事の受付・段取り、請求事務、問い合わせへの対応、苦情処理等日々の業務に追われている状況ではあるが、事業推進のための企画・立案や組織の効率的な運営においては、本来あるべき事務局の役割について、会員主導の運営を推進し会員の知識と経験を有効に活用する事務局体制の見直しが必要である。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理事、委員会体制	継続	継続	継続	継続
事務局員体制	継続	見直し	継続	継続

⑦ 会員の福利厚生事業の充実活性化

会員互助会（以下「互助会」という。）は、昭和60年会員の親睦及び相互扶助をもって

センターの発展に寄与する目的で発足した。

主な事業は、総会、芸能大会、親睦旅行等を開催し、多数の参加があり、会員の慶弔金の給付制度や会員の趣味等を活かした各種活動を実施している。

互助会におけるサークル活動は、7サークルで「カラオケ」「ゴルフ」「グランドゴルフ」「手芸」「ウォーキング」「ソフトボール」「囲碁」サークルがある。

サークル活動に対しては、一定のスキルアップを果たし就業の機会を得る等、会員主導の運営のモデルケースとなることも期待されている。

それぞれのサークルが創意工夫をして運営しているが、会員全体からみると参加率は低調であり、高齢会員の活躍の場としての位置づけからも、より多くの会員が参加できる多種多様なサークルの発足が望まれる。

なお、互助会の運営については、現在、会員の自主的な運営で進めている。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア活動	推進	推進	推進	推進
組織整備	強化	継続	継続	継続

⑧ 関係機関との連携強化

公共機関（国・茨城県・水戸市）との連携について、地方公共団体と連携し、地域の多様なニーズに応じた事業の実施が求められている。

事業運営、補助金、就業機会の確保の面で、関係機関と一層の連携強化を図っていく。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連携強化	継続	継続	継続	継続

⑨ 財源の確保

【補助金の確保】

本センターは、会員数及び就業延べ人員の実績によりAランクに格付けされており、引き続き当該ランクを維持し、引き続き補助金の確保に努める。

また、全国シルバー人材センター協会・関東ブロック連絡協議会及び茨城県シルバー人材センター連合会と拠点シルバー人材センターが連携し、国庫補助金の維持・拡充を国に要請するとともに、「活力ある高齢化社会」の実現に向けた支援要請を国・都道府県・市町村に対し行うものとする。

水戸市においては、単独補助や仕事の発注の面で支援を受けているが、引き続き積極的な支援、特に補助金の見直し等による減額がないように要請する。

【自主財源の確保と財政運営の健全化・効率化】

本センターにおける自主財源の主たるものは、会員の会費及び受注に伴う必要経費の事務費となっているが、事業仕分けの結果や公益法人制度改革に伴い、今後も引き続き必要な見直しを行うこととする。事務費については、積極的な受注の確保に努めるとともに自主事業の拡大を図りながら、効率的な事業運営に努めて自主財源を確保する。

また、年度毎に収支の若干のバラつきがあり、安定した収入の確保と支出の抑制により、健全かつ安全な事業運営が求められる。このため、公益社団法人が公益目的事業に求める収支の均衡に努め、未収金の回収については、金額の多少にかかわらず速やかに回収を行うとともに、未収金の発生を防止するためのルールを決め、発注者の事前調査等を行い、適正な事業の執行に努めている。

また、車両運搬具の買替等に備えた特定費用準備資金を積み立て、計画的な運用を図る。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金の確保・ランクの維持	継続	継続	継続	継続
事務比率の変動	維持	維持	維持	維持

⑩ 事務局の効率的運営

【事務局組織・機能の見直し】

希望職種の多様化及び受注事業量や職種の増加・多様化に適切に対応するため、情報処理システムの有効利用と改善、ホームページのリニューアルにより事務の効率化を推進する。

また、事務局職員の育成と事務系会員の有効活用及び適正な配置により、事業の健全な発展・拡充に向け事務局運営の効率化を図る。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能の見直し・効率化	強化	継続	継続	継続

⑪ 公益法人制度改革に伴う対応

公益社団法人への移行後は、法令遵守に基づく適正な事業運営の推進に努め、毎年の決算報告等において公益認定基準を満たすことが求められるため、利益を出さず損失を出さない継続的な運営が必要となり、特に経営の管理が強く求められる。

このためには、理事・監事・職員それぞれの役割を明確にし、会員の運営参加を一層推進するとともに、収支の均衡を常に念頭におきながら、自主財源による事業運営に努め、基金の積み立てを計画的に行うなど健全な財政基盤の確立に努める。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健全な財政基盤の確立	継続	継続	継続	継続

参考

参考					
職 群 別 会 員 数					
R2.3.31現在					
職 群	職 種	仕事内容 (例示)	会員数 (人)	男女別 (人)	構成比 (%)
1. 技術群	A教育指導	おさらい教室	60	男48 女12	6.2
	B執筆翻訳				
	C経理事務	経理事務、起票、記帳、決済			
	D特殊技術	自動車運転			
	E経営相談				
2. 技能群	F技能	植木剪定 換・障子・網戸張り	139	男136 女 3	14.4
	G製作加工	刃物研ぎ			
3. 事務整理群	H一般事務	整理事務、受付事務、夜間・休日受付事務 データ入力、発送準備事務	77	男42 女35	8.0
	I毛筆・筆耕事務	宛名書き、筆耕、毛筆賞状書き、浄書 出向筆耕			
	J調査事務	調査事務 (入場者数)			
4. 管理群	K施設管理	駐車場管理、施設管理、公園・運動場管理 放置自転車撤去・管理 マンション管理	208	男202 女 6	21.5
	L物品管理	商品管理、在庫管理、図書コンテナ管理			
5. 折衝外交群	M販売集金	集金、販売	45	男39 女 6	4.6
	N外務	配達、チラシ等配布、メーター検針 水洗便所普及促進			
6. 一般作業	O屋外作業	屋外清掃 (駅前広場、公園、団地内)、除草 刈払い、カート整理、機材運搬、残材処理 雑役、違反広告物撤去	247	男144 女103	25.5
	P屋内作業	マンション、アパート共有部分清掃、調理補助 包装・梱包、衣類整理、ガラス・網戸拭き			
7. サービス	Q社会活動	広報紙配布	182	男 38 女144	18.8
	R福祉・家事援助	高齢者・病弱者等家事援助、一般家事手伝い 学童保育補助、保育補助、園児送迎、子守り 訪問介護、介護予防生活支援 (軽度生活援助 ふとん乾燥)、おたすけ隊、くらし応援隊			
	Sその他のサービス	見守り、立哨代行、観光案内、水撒き			
8. その他	Tその他		10	男 5 女 5	1.0
計			968	男654 女314	100.0

1. 会員登録状況

(単位:人)

項目	2月末会員数	3月入会者数	3月退会者数	3月末会員数	備考
性別					
男性	666	0	12	654	
女性	317	0	3	314	
合計	983	0	15	968	

2. 年齢・性別・就業希望職群別会員数

(単位:人)

(単位:人)

別職群	60歳未満		60~64歳		65~69歳		70~74歳		75~79歳		80歳以上		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1 技術群	0	0	2	1	9	4	15	6	17	1	5	0	48	12	60
2 技能群	0	0	3	0	31	1	43	2	39	0	20	0	136	3	139
3 事務群	0	0	3	3	15	10	14	6	4	10	6	6	42	35	77
4 管理群	0	0	6	0	54	4	85	1	45	1	12	0	202	6	208
5 折衝外交群	0	0	1	0	4	3	15	1	15	1	4	1	39	6	45
6 一般作業群	0	0	9	4	44	18	49	36	30	29	12	16	144	103	247
7 サービス群	0	1	1	11	9	31	18	65	7	27	3	9	38	144	182
8 その他	0	0	0	0	1	1	3	2	0	2	1	0	5	5	10
計	0	1	25	19	167	72	242	119	157	71	63	32	654	314	968

(円)

3. 職群別・公共民間別実績

職群	項目	申込件数 (件)	受注件数 (件)	就業延人数 (人)	契約金額 (円)			
					配分金	材料費	事務費	計
1 技術群	当月	0	0	2	4,000	0	0	4,000
	累計	4	4	49	91,000	1,000	2,064	94,064
2 技能群	当月	118	112	305	2,768,990	388,120	600,447	3,757,557
	累計	2,053	1,970	5,082	44,568,009	6,091,482	6,272,113	56,931,604
3 事務群	当月	39	39	231	1,180,193	24,250	130,688	1,335,131
	累計	387	387	3,651	17,870,634	368,876	1,627,194	19,866,704
4 管理群	当月	0	0	1,077	7,416,958	203,662	8,103,046	15,723,666
	累計	29	29	13,426	80,926,724	2,731,794	14,571,594	98,230,112
5 折衝外交群	当月	0	0	122	752,800	32,960	872,415	1,658,175
	累計	8	8	1,242	7,273,028	325,330	1,903,037	9,501,395
6 一般作業群	当月	166	158	1,250	5,426,909	422,470	8,095,368	13,944,747
	累計	3,762	3,635	19,479	90,260,043	7,416,959	18,346,227	116,023,229
7 サービス群	当月	57	54	1,751	4,930,328	96,411	1,381,969	6,408,708
	累計	1,117	1,087	21,199	55,233,143	724,221	14,886,310	70,843,674
8 その他	当月	0	0	0	0	0	0	0
	累計	0	0	0	0	0	0	0
計	当月	380	363	4,738	22,480,178	1,167,873	19,183,933	42,831,984
	累計	7,360	7,120	64,128	296,222,581	17,659,662	57,608,539	371,490,782
地方公共団体	当月	11	11	920	4,883,796	314,735	11,637,528	16,836,059
	累計	212	208	11,905	58,055,879	4,400,896	17,464,727	79,921,502
民間事業所	当月	62	60	1,863	10,626,977	161,792	5,945,287	16,734,056
	累計	896	877	23,724	123,411,840	2,773,180	17,211,716	143,396,736
一般家庭	当月	307	292	1,955	6,969,405	691,346	1,601,118	9,261,869
	累計	6,248	6,032	28,472	114,720,612	10,484,036	22,930,896	148,135,544
独自事業	当月	0	0	0	0	0	0	0
	累計	3	3	27	34,250	1,550	1,200	37,000

4. 就業実人員・就業率

区分	男	女	計	備考	
当月	就業実人員	306	162	468	
	就業率	46.8	51.6	48.3	
期間	就業実人員	402	221	623	
	就業率	61.5	70.4	64.4	

⑧事業のあり方について

【意見】

(イ) 配分金の見直しについて

令和2年度の職群毎の会員1人当たりの配分金は以下のとおりである。

職群	年間契約金額(円)	会員数(人)	1人当たりの配分金(円)
1 技術群	94,064	60	1,567
2 技能群	56,931,604	139	409,579
3 事務群	19,866,704	77	258,009
4 管理群	98,230,112	208	472,260
5 折衝外交群	9,501,395	45	211,142
6 一般作業群	116,023,229	247	469,729
7 サービス群	70,843,674	182	389,250
8 その他	0	0	0
計	371,490,782	968	383,771

経営改善計画では、会員を募っているが、職群において需要が大きく異なっている。

現状において、2 技能群及び 6 一般技術群においては、供給が追い付かず仕事を断る状況も生じているとのことである。需要に供給が追い付かない中で、会員が集まらないというのであれば、これらの職群においては、配分金を見直し、会員を募りやすくすることも検討されたい。

【意見】

(ロ) 市委託事業のあり方を明確にすべきこと

センターのプロパー職員は5名（特別任用職員を含む）と小規模である。事業を見ると、指定管理事業において、市の公募により、大町・わんぱく及び本町・はみんぐぱくを受託しているが、令和2年度の経常増減額は1,720千円の赤字となっており、収益に貢献していない。雇用期間の延長や高齢者の勤労意識の変化等、センターの本来業務が変革期を迎えている中で、当該事業を継続が必要なのか検討すべきであると考えられる。

この点、センターの経営改善計画にも触れられておらず、漠然と継続することなく、適正に判断されたい。

【意見】

(ハ) 空き家見回りの事業について、具体的に検討すべきこと

経営改善計画では、新規事業の確保として、空き家空き地管理を令和2年度に事業計画し、令和3年度より実施することとしている。

しかし令和2年度の検討時、当該事業を行うにあたっては警備業の認定が必要であると

いうことで事業を断念している。

ところで、他のシルバー人材センターでは、これらの事業を既に実施しているところも多数あり、警備業の認定が無くても進められる事業の方法も検討される余地はあるものと考えられる。

現在、空き家の問題は、社会的な問題として取り上げられ、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」を受け、市においても平成 31 年 4 月 1 日、「水戸市空家等対策の推進に関する条例」が制定されている。

当該条例では、

(建築物の所有者の責務)

第 4 条 2 空室等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空室等の適切な管理を行わなければならない。

(空家等に関する情報の収集)

第 9 条 市長は、空家等(建築物を販売し、または賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理されているものに限る。))を除く。次条第 1 項及び第 11 条において同じ。)に関する情報の収集をするものとする。

(空家等の適切な管理の促進)

第 10 条 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

2 市長は、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対し、指導を行うものとする。

(空家等及び空家等の跡地活用の促進)

第 11 条 市長は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、または賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように適切に管理されているものに限る。))に関する情報提供、その他これらの活用のために必要な対策を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第 12 条 市長は、空家等に関する対策の実施に当たっては、関係機関と連携を図るものとする。

等と規定されており、空家等の管理のニーズが高まってきている。このような中であって、センターが役割を担うことができる部分はあることから、認定の問題で検討を中断されているのであれば、詳細に事業内容を再分析し、事業化を再検討していくことが必要である。